



息
距
編

十一
十二

和装本
八七
978
6



門八改7
號978
卷6

宗家部第二



息
距
編

十一十二

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '息距編卷之十' and '推邦']

息距編卷之十一



息距編卷之十一
排邪第三
天文末録下
筑後守伴天連子不審掛
申候論議
葉下
宗門
候ト勸ノ申候其不審



百年以前ッラシスロシヤヒエル初テ日本正
 渡リ大友ヲ勸メ夫賢ヨリ明曆西年又夫ノ伴
 天連百五人渡科日本ニ吉利支母宗門ヒヨリ
 ハコロバセ或ハアツルニ斬罪ニ被仰付御法度
 ヲク候故ヒロマル事ナシテウス天地ノ作者ナ
 ラバ何ゾカ様ニカニ不及国ヲ作器ヲキタルヤ
 一テウス天地ノ作者名譽アルヨシ吉利支母一揆
 シ有馬之城ニ三万七千余リ籠城イタシ候
 身死ニ真落不残被討亡天川船長壽工高賣ニ参

候事御停止被成候其翌年卯年御許論ニ参候
 處ニ七十人斬罪被仰付長壽之死罪場ニ右
 之屍塚ニ築込有之候此趣天川又御告リセ可
 有クメ五六人御ウケ小船ニ乗セ長崎ヨリ
 天川へ被遣候テウス天地之作者ヲバ加様
 之時名譽アルニ事ニ候然ニ名譽ガマシキ
 事少モ無之候自由自在ナラバ如此儀モ有
 之間敷儀ニ候所ニ如此ナル上ハテウス天地
 ノ作者タルベキ子細モナク候所ニ作者ヲ作
 リ左テ偽ヲ申廣メ人ヲ迷シ候者邪法無疑候

事

一世思ニハダカナル国多シ墨ニテスリ候様ニ黒キ人亦
 薄墨之人有之墨ニテスリ候様成人之國ニハ主ト
 云事モナク猿之如ク山人未實ヲクテ稀ニ里ニ出
 テハガク鶏ヲ食スルナリ海川ニ入テモアツキエ一食
 事ハ山ノ如様ノ人間ノ親子夫婦之令チモナク刑
 作^作イカ^イスルユシ亦アフリカノ内何山ニ一疇ニテハクロンヨウ
 牛ノ糞ヲ總身ニスリ穴ヲ掘テ栖トシ人肉ヲ喰畜
 主之如ク^{一作セロ}カイ^イア^イシモ主ツキモ畜生ノ如クキニツ有
 毎^毎年^年ヲラン^ガ船^ヲ著^ケタ^ハコ^之ヨウ^ナル^モ

商賣仕由ヲラレ^レ申^候列^ウス^レ天地之作者
 タラバ如此之國ヲツクリ候事何之タノナルハ君
 臣親子夫婦朋友之道ナキ國ハ畜生國ニテ後
 生之道ヲモ知マシ如様之人間ヲ作^判候者大惡
 人無慈悲ノ族ナルベシ如此ノ係ニテ考^ル時^ハ判
 ヲス^ラ天地ノ作者ト申^テ万物ノア^レル^ジ上^ニ申^事虚^説
 ニテ大ナル偽成事明白ナルベシ
 一^テウス^ニモ^モ作者^コリ^ヤ又^作者^ナシ^ヤ伴^天連
 共ニ尊^候得^バテ^ウス^無始^無終^ニシ^テ万^德圓^滿
 自由自在ノ尊體ナルヨシ申^候左^様ナ^ラハ^天地

自然ノ道理ニテハ無之由申候得バ自然ノ不審
晴シ候事何レノ伴天連モ罷成ズ候事
一 聖人ノ如ク天下ノ政道ニ正クシテ堯舜ノ御代之如ク
為シ吉利支丹ノ修行ヲ見ハツルハ如クイタシ候テ
モ其人デウスノ氣ニイラズ候得バ上天不能成候
主ヲ殺シ親ニシルキ大罪ノ者モテウスノ氣ニ入候
得バ上天イタシ候トテ教ニテ候由伴天連トモ
何レモ書上候
一 デウスハ無始無終ノ尊體万徳圓滿シ慈悲ノ
シボウレアルシ自由自在シモノニテ作者モ無ク

出生スルニリツル體ノ由申ハ一自然ノモノナリ若シ自
然ニテハナシト言ハ自然ヲハナレテデウスヲ作りタルモ
一 可申由伴天連共ニ相尊候處ニ自然ノ離レテリ
スト申者有之由道理ナク候事自然ノモノナラバ彼
レヲ愛シ是ヲニクムト云事ハアル間敷候我氣ニ入
タルモノヲバ上天サセ我が氣ニ入ラヌ者ヲバインベ
クヘ落スト云己レノ氣ニ入候トテ惡ヲ作り邪淫ヲ
犯シ盜ヲシ^主親ヲ殺シタルモノヲモ上天サセバデウス
ハ大悪人ナルベシ加祿成大私モノヲ慈悲ノ源ケ
ンボウノアルジナト申人ヲ^ニハシヘ人ヲ迷シ候伴天

連共盜賊ナリ誰カ是ヲ憎マザルベケンヤ
一テウス日本エ法ヲ廣ク度キ念願ニテ百年以來伴
天連百余人渡シ候得共不叶或ハ大カズリ穴ツルシ
或ハ水ニテ噉問シ木馬ニ乗セ不殺シテ度ニ噉問イ
タシ候テモイサニカ名譽ガズシ儀ナシ法ヲ廣メ候
事不叶故ニ伴天連宗門之者共拵揆ヲ發シ色ニ
様ニ之タバカリ事ヲイタシ候得共テウスノカニ不及
候加様ヲ不自由ク大惡人ヲ日本之病ニテ加様ニダ
マカレ一命ヲ捨ル儀文盲ノ族ハ無是非佛者儒者
学文ヲイタシタル者共吉利支丹ノ邪法ヲ穿

數金ナシニ伴天連次第ニ其道入ル事ナケカシキ事也

日本ノ禍此宗門ヨリスグレタルハナシ

一テウス初テ人間ヲ作り給フハハテイスノテレアルト申所ニテ
クニエロト申夫婦ノモノヲ作り候由右ノハライソテ
レアルハ万事自由成所ニテ世思ノ極乐ノ由然ル所ニテ
ウス誠メ候ハカニレズ木ノ實ナリ然ル所ニカタンエロニ天
狗勸メ申候ハマカシノ木ノ實ヲ喰候得ハテウス同前ト
ナリ候ホドニクニ可申由勸メ申ニ付テ木ノ實ヲ喰候イ
マシメノ木ノ實ヲ夫婦ノモノ食シ候故惡世思ニ追出
カレ候其タリニテ末世ノ人間辛苦ヲイタシ候由木ノ

實ヲタヘズ候得バ万事悉成ヲイマシノヲヤフリ候ニヨリ
テウスマニ夫婦ノモ、ハナリイソテレアルヲ追ヒ出サシ候此ノ有
人間ノ初ニテ候由此儀ヲ以テ言ヘバ只今ノ人間現在ニテク
ルシニ未來ハインベル野ヘツツ事皆デウスノシハガナリ
クレラク作りタル世思ノ人間ヲ惡道ニ落シ又其人間ヲ
タスクベキト法ヲ弘ルト云儀首尾符合ナラヌ也又マカ
シ、菓子ヲクワイテテウスノ如クニナラバ菓子ヲクハセ助
ル儀ヲバセズシテ入ラザル法ヲヒロムル事大惡人大盜
賊ト云フベキ者也

筑後守伴天連宗門ノ者共ニ

白狀ニセ書付指上サセ條

一萬自由自在成テウスニテロイヤツノ一念ヲ以テ廣
大無邊ノ天地ヲ作り此上ニモ天地ヲ造リ廣ク思
ヒ候得バイトヤスク作り不測成儀限テ由先
目ノ前ニ有之事ニテ吉利支母邪法作り事成
儀ヲ糾明スバシ早ヤ百年ニ滿ベキヲ作者シ
ヤヒユルヲ初テ日本上渡シ吉利支母宗門ヲ
廣ク明曆四年迄伴天連百五人渡シ候所ニ或
ハ火罪にツルシ斬罪近年ハ伴天連共ヲ殺サ
ズシテ名譽有之様ニトテ末馬ニ乘セ數日噉

問イメシ候得共聊モ名譽ガマシキ事ナリ
セハ當手ノ伴天連兵木馬ノ上ニテ念佛ヲ申
其後專子ヲ持日本上法ヲ廣メ候南蠻ニテハ
手段不殘書止累年申上候書物限リテシマ
ツカヘ主ヲ殺シ親ヲ殺シ候モ後世ノサハリ
無之由壽庵マヽテイノ市左衛門チヨセイノ三
右衛門チカタイタシ判形仕リ指上候伴天連
共ハデウスノ使ニテハナキヤ日本并人間ノ
ニテズテウスノ作者ノ由申候己カ作り己カ
心ノ終ニナラザル様ナル不自由成モノノ色

ニ様ニ偽ヲ作り勸候第一ノ邪法也又テウ
列ハ諸善ノ源慈悲ケンボウノ主ノ由申候是
又第一ノ妄語ヲ述ベ人ヲ迷シ候邪法甚敷事
也世思ニハカカ成国有四季ノ分チモ無ク常
ニハカカニテ衣食ヲ思テ受ケザル故ニ主人
モ無之猿ノ如クニテ君臣ノ道ヲ知ラズ父子
之間ニテモ其礼儀ヲ知ラズ形ハ人間行體ハ
畜生成国アコルカノ内何ト云所ノ人間ハ耻
ヲ知ラズ黒ボウニテ牛ノ糞ヲ總身ニスリ
穴ヲ掘テ家トシ人ヲ喰フ加様ノ国ヲ作ルテウスハ大

悪人源世良人人間ヲ悪ク成ス主也又長崎ニテ引
ルセイロヲ宛ツルシ、刺馬場三郎左衛門與力同
心ニ申付死罪場ニテツルシ候所ニ宛ノ内ニテ
昔ニナキワメテ死候ヲ色々、偽ヲ作り三郎左
衛門與力同心ノテコモリスケシマルセイロ宛ヨリ引
出シ首ヲ討候時、折シ長崎番所ニテクラヤミ
入りカミナリ地震イタシ候由天川ノ寺ニテ作
リ立テ吉利支丹ヒロヨリ候国ニテ廻シ申候壽
庵イロフランシムコアロシリチヨセイフ此偽ヲマコ
ト、思入イロマン満同宿六人ノシツレ筑前ノ沖ニテ召捕ツカ

長崎ニ来リ寔合加様ノバカリニテ日本ニ渡
リ候四人ノ伴天連同宿共第一、タルケモハ異國
ニテモ人ニモスグレタルハケモノ故如此ニ候儀ハ
日本国御名譽誰カ是ヲ論ビンヤ若是ヲ偽リ
ト申候者三右衛門ノ始ノ入満壽庵ナドニ自
状イタサセ可申候右ノ條ニ不審ノ通り念比ニ
書付指上可申候邪成儀申上候者四人ノ者急
度申付ベク候四人ノ者返事有之通御不審之段承
届下恐御尤ニ奉存候一ニ御書付之通相違無
御座候

以上

伴天連

成五月十七日

元今世在右三成六萬治

三右衛門

此末紙別紙ニ有リ

書計上河申新林海新中二新式出入て書意

一 天ウスノ控ニセシテ作者ハ歎ヲ成スモノヲハ主

ニテ親ニテモ教候ヲモ科ニハ不能成候天上イ

タシ候功德ニ罷成候上作者ノ言葉ニ有之申伴

天連壽庵マヽチイノ市左衛門申上候旨御

意被成候就夫私ニモ弥ニ右ノ通テウス控

ニテ候ヤト御尋被成候右兩人申上候通

御座候為其如此ニ候

以上

明曆四年五月十二日

岡本三右衛門判在

新井上筑後守様

北條安房守様

右之書物一文言ニ伴天連三右衛門判形

不天候本書筑後守所ニ天我守所ニ在

之候本候

一 候タリヤノ内ナヲリテト申所ニテ又ルセノ日祝

候ニダシテカガリ候トテ立廻リ申候所ニ天

井ヨリ大ナルカナヅチマイセイロアタマハ上ニ
落ビツ死イメシ廿四日相煩申候其内テウ不
ヨリ日本ニ初テ渡リ申候シヤニエルト申善
人ヲ御使本シテマルセイロニ告給ワカシヒ五
唇ノ手ニ蠟燭ヲ持テ左ノ手ニ杖ヲモテ何レナリ
共望可申由被申候蠟燭ハ死ル心ニテ御座
候杖ハタビ心ニテ御座候其時マルセイロ觀
念候ハシヤヒエルト御使トシテ被下候ハシヤヒ
エルト初テ日本ニ渡申候間定テ我等ニモ日本
ニ參候得ト心ニテ可有御座候ト存候テ

罷有候如何様トモテウ不ノ御内證次第ト申
候シヤヒエルト被申候ハ河ニテモ心ノ終ニ望ニ可
申候テウ不ノ御前ハ我等如何様ニ相叶トテ
モ可由被申候ニ付テマルセイロ申候ハ我等行末
ハ何ト可罷成候ノ承度由申候得ハシヤヒエルト被
申候ハナリテスノ國出不申候サテニ知ラセ可
申候由被申候三日過諸出家言ハレバ何レ所
ニ相詰死候觀念ヲ勸メ申候所ニ其時ニ
ヤヒエルトマルセイロ一人ニ見テ被申候ハ常ニ守
ニカケ申候クルスヲ擊候疵ニテテ可申候由

告ゲ給フニ付テアテ申候得バ疵ハ忽チニ平
愈イタシ跡ニ見ユ申テ候故諸出家名吳言
成儀ト申テウエ御禮申上候其後マシセ
何口タビノ支度不_レ出立申候持シヤヒルセ
善人ニ被申候ハマルセイロニイサミ旅立下
タシ可申候マルチルニ逢ヒ可申候此由マルセ
何口ニ申候得ト被申候其通女ノ善人マルセ
何口ニ申渡シ候付テ日本一渡リ申候マルセイロ
長壽ニテ穴ツルシニ逢ヒ申候處ニ穴ノ内ニ
天人アス下リマルセイロ額ハ汗ヲ拭ヒカン

病イタシ候其後馬場三郎左衛門與力同
心参リ穴ヨリ引出シマルセイロが首ヲ討テ候
得バ切レ不申候テ刀モヲレロモリスクニ申候
其後マルセ何口申候ハ少ノ間觀念イタシ候
故刀切不申候早ヤ首ヲウチ可申由申候時
首ハウチ落シ候得バ俄ニカミナリイタシ長崎
中テラヤミニ罷成政所立モクヲヤミ入申由候
候以上

二宮

ジニア

南甫

三右衛門

石之通 天川ニテイツハリ申ヲ実ト存此方
 子渡リ承候得ハ右之通ニテ無之マレセイロ
 ツルカレ候穴ノ内ニテ泣キワノキクルシニ相
 果候由ヲ承知リ伴天連モ驚キ申候由初
 一伴天連異国ヨリ日本ニ渡海イタシ勸ノ初
 二申聞候ハ海陸或ハ一万里或ハ一方三千里ノ
 道ヲシノギ日本ニ著津イタシ候ヲモ御法
 度強ク候故見テ出候得バマルナリニ逢

一申候本国ニテ日本ノ能キ御政道念比ニ
 兼候得共釋迦阿弥陀ヲ頼後生タスカル事
 三テ無之却イシヤル野ニ隨候縁トナル事
 一存本國ニテ親兄弟親類縁者財寶ヲモ捨
 一命ヲ輕シ渡海イタシ候各ヲタステ可申存令
 渡海候由如何ニテ誠シク殊勝ニ申故大形ノ
 一人ハ是計ヲモ信仰イタシ吉利支丹宗門ニ
 成候由加様之儀モ大猷院様御代宗門法
 ノ御會議候ニ伴天連上モ時々白状申候
 ニテ偽ニテノ手段ノ由知レ申候由
 一日本之者トモマルナリニテ候得共隠レシノ

一曰吉利支丹宗門ニ罷成候ヲ南蠻ニ罷能ク存
伴天連共日本上遣渡候ヲバカリ事ヲイフ
之及日本之吉利支丹宗門御法度存カセ
大ニ御儀ヲ為申御入日本入成程カシ
キ人ニテ候由申聞セ伴天連共日本上渡海イ
ル候得共國心之ヤカク伴天連ノ宿上参リテ
リカク存一國之ヤカク新火下リ若伴天連ハ
ガエ戴キ日本上渡リマシキリハ
子上天カレキ由申渡シ消テ流シ船マテモ送リ
候由伴天連共噉問ノ上具ニ申上候事

一 台徳院様御時分乞食共吉利支丹宗門ニ罷成候
一 呂宋工流罪被仰付候其子共伴天連
共仕立学文イタナセ日本工渡シ可申手段仕
候由渡之伴天連共噉問ノ上白状イタナセ候
由 天連不越噉問ノ上合入不申御新野ハ
日本吉利支丹御制禁之様子切ニ呂宋ニ通シ
候由爰元吉利支丹宗門御仕置上ニ於セ罷
成候由呂宋ニ通シ候ハニ伴天連渡シ可申手
段可仕候伴天連渡リ候得テモ日本人ニ付合
後生ヲモ蓄カ不申候テハ渡リ申候詮モ無ク

梅三註脚ナカ

候日本人ニ付合申候ニ付何方ニテモ吉利支丹訴人出(其来吉利支丹ヲ搦捕噉問イサシ)承候得バ伴天連渡リ勸メイ建候由訴人申候夕トエバ初爰元ニテ勸メ唯今ハ京ニ罷在候或ハ奥州エ下リ候ト白状申候上ハ伴天連不残御退治被成候(付合不申候得ハセシモ無之付合候得ハ如此ニテ顯レ候トテ伴天連迷惑イタシ近年ハサキヒヒエ参リ候事ノ深ヲ隱シ申候由先ニ別真ニ三重壁ハ内ニ入置又ハ穴ヲホリ入置山中ニ隱シ色ニ

一 祭手段ヲ仕候由
一 船ヲ作り方ニエ遣シ巴カ力ニ不及国ヲバ國ハシヲカリ又ハ右^石火箭ヲ打カケ民百姓ヲドシ住ベキ所ヲ見立テ候テハ要害ヲ構ヘ己カ國元ニ金銀米錢ヲ運ビ國ニシラヌ事限リナシ或ハ合戦ヲ仕人殺シ殺シ國ヲ取事モアリ宗門ヲ弘メテモ國ヲ取ベキト之儀ナリ何モハツハ指圖エリハツハハテウスノ臨ヲツギ世殿ニ一人有之テウスノ遺言ヲ世殿エヒロムル役人ナリ此モノヲノレガ勝手ノ能様ニ色ニノ偽リヲ作リ

ウスノ言葉ナリトテ已ニ徒黨ノ者ドモニ申會
ル由伴天連ドモ白状申候由加様ノ儀ヲ考伴
天連入満御穿鑿ヲ遂ケ十日モ十五日モ宗門
論ヲイタシ其後嗷問申付候由

門派

日本渡

- 一 カンドミンゴス
- 一 カンフランシスコ
- 一 カントアグスチノ

学文之事

一 「トリカ」ダシギニアタル学文ニテテウスノ御言
業ヲスニメ申候言葉ニテ御座候

- 一 「ヒロソヒヤ」ハ世界ニ有程ノ物性徳ヲ四年ノ間ニ
知学ニテ候
- 一 「ロジガ」ハヒロソヒヤ初メノ一年學文仕儀口
ジガト申候
- 一 「マテマチカ」ハ天文ノ学文ニテ候
- 一 「ガ」子スハ国ヲ治ル学文別テ諸司代ナドノ
公事沙汰ヲ分ル学文ニテ候
- 一 「カ」ソ「コ」ン「シ」エ「ン」シ「ヤ」ヲ「ス」学文ニテ候「コ」ン「シ」
「ヤ」ハ人ニ心之事ニテ候
- 一 「テ」ヨ「ロ」ゲ「ヤ」ハ「テ」ウスノ萬事ニ叶給フ所ヲ学

文仕ル事

出家之位覚

- 一 ハツバ後生ノ道ヲシユニ統同六十以上者
 - 一 ガルデ罷成候世取ニ御一人御座候
 - 一 アル常ニ六十人程御座候此外
 - 一 ハキルアルホ
 - 一 ビスホ申候
 - 一 ロシチヨシ
 - 一 ハチレ
 - 一 フラテ
- 此三人ハ同シ位ニテ候是

- 一 ケレ
 - 一 依ル
 - 一 ビイ
 - 一 ロカ
 - 一 カン
- 心之事

第一御一體ノテウスヲ萬事ニコエテ御大切
 第二敬ニ尊ニ奉事
 第三テウスノ尊キ御名ニカケテ空キ遊言ニ

スベカラズ候事

第三御祝ヨリツトノ守ルベキ事

第四父母ニ孝行ヲスベシ

第五人ヲコロスベカラズ

第六他犯スベカラズ

第七偷盗スベカラズ

第八人ヲ讒言スベカラズ

第九他ノ妻ヲ戀スベカラズ

第十他ノ物ヲ見ダリニ望ムベカラズ

右十ヶ條ハ都テニヶ條ニ極ル也

一ニハ御一昧ノテノスヲ萬事ニ口エテ御大

一切ニ奉存事

二ニハ我身ノゴトクニ他人ヲ可思事是ナリ

一イサカ初メ又イツヤシヤコウブハエサウ

インウテロマナリス

此マ、ロハイサカヲベカド申夫婦ヲモ、御座候

此者ニ子ウミ申候二人トモニ男子ニテ御座

候一人ハイサヲウト申候亦一人ハシヤカウフ

ト申候テウス

諸善之源萬事叶給御尊體ニテ御

座候エ未未永知ノ事ヲ今眼ニ見ルゴトクニ
マシマセバ母胎内ニ二人ノ子ヤドリ申ヨリ以
来テウスヨク御存知被成シヤカテハ善人ニ
可成モノトテ御寵愛被成候エカラハ悪人ニ
テ候テ御氣ニ入不申候石之ニ子ノテヤ二人
トモニ善人ニテ御座候ト申儀候

三ツノベルリウナ

一テウス 御座候ト申事

御作者テウスヲ
御座候ト申儀候

一テウス 御座候ト申事

テウス世思へ衆生濟度ノタメニ天クマ
リ給テ御座候ト申儀候

一テウス 御座候ト申事

右之御座候ト申儀候
候ニテ候

此三ツヲヘルソウナト申候此言葉ハテウスア
マクダリ此三ツヲヘルソウナト申由ラシエタマ
フ言葉テ御座候

一テウス 初人人間作りタモフハハライソテア

ルト申所ニテアダンエワト申夫婦之者ヲ御作

リ被成候右之ハライソテアルハ萬事自由成所

ニテ世界ノ極樂ニテ御座候然所ニテウスイマ

シメタマフハマサント申木ノ實ニテ候然所ニ

アダンエハニ天狗勸メ申候ハマサンノ木ノ実

ヲ喰申候エハテウス同前ト罷成候ホドニクイ

可申由勸メ申ニ付木ノ實ヲ被下候イマシメ
 夕モフ所ニ夫婦ノ者ヲイ申ニ付テ惡世且
 追出サレ申候其御タ、リニテ末世人間卒
 若ク仕候木ノ實ヲ不被下候ヘバ萬事ホシイ
 ンガ、ニ罷成候ニ御イマシメヤガリ申候ニヨ
 リテウス夫婦ノ者ハハライツテレアルラ、
 一 不出カレ候此夫婦ノ者人間ノ初ニテ御座候
 ソレヨリウシヒロゲ世且ニ人間ヒロマリ申
 候
 一 一テウス萬事叶タマフト申候ハ天地ハ御作者

森羅萬像之源無始無終無形之體ニテ高德圓
 満ソナハリ給フ尊體何ニテモ思召ニ不叶候
 ハ無御座候天地ノ御作者ニテ御座候御作者
 之天地間ニ佛神御座候是モ我等同性ノ人間
 ニテ御座候工ニ佛神ヲ頼後生前生タカリ
 不申候ウツガイ無御座候
 一 一テウス萬事叶給フト申御莫^先此諸天ノ
 順還ニ付テ申ニ廣大成厚重ノ諸天一日一夜廻
 コト一廻走ラハ大成候ヲ定給フ事亦少
 十事ニ取テハ此世界ニ有程ノ禽獸蟲魚千

草萬木ノソレノ性徳ヨイヌツノ御一念ヲ
以ナシテモス御事ヲマデニ詞ニベ盡スベキ
トウ無之御事ニテ候又此外ニ天地ヲ御作
リ可被成ト思召ニテハ佛トヤス外御座
候

一三千年以前ニテラボシメシ候ハ一夫世思ノモ
ノ佛神ヲカミテウメ外此月ニ申ニ付テリ
ノ下云善人ヲ召出宣ハ世思ノ者惡逆ヲ
ケリ申ニヨツテ世思中ニ洪水ヲ出シ洪水
汎メテ口サント諸人ニ云渡シ船ヲ百二十年間

ニ作リタテテヨ自然其ウチニ皆人心ヲナラ
ズニライテハユルスベシト宣フニヨリ船ヲ作り
申候皆船ト云事ヲ不存候故ニ人ニ何ニテ候ゾト
尋申時ニハテウス御意ニテ作ルナリ諸人皆惡逆
ナルホトニ大洪水ニ汎メテ殺ベキトテウス宣フ間心脉ヲ
改メ候上ト勸メラシメ被申候上其比ノ上五
百ニ餘心ニテ候得ハ皆人ノ罪老ヒボレ空虚ニナル
事ヲ被申候トテ一圓ウケ不申候則船出来
申候テヨリハ工夫婦子三人ヨメ三人以上八人船ニ
乘其外鳥類畜類五穀以下船ニ入被申候所

四十日四十夜大雨降一世界皆海トナツテ人
間不申及鳥類畜類マデ悉水ニヲボレ相果
申候是等ノ儀モデウス萬事叶タマウ御ウヘヨリ
被成御事ニテ候右ノ船アルカニヤト申国ニ只
今御座候世界第一ノ高山ノ上ニスカリ御座候
一カチリサント申ハ後悔ノ事ニテ御座候然者
萬事ニコエテ御大切ニ可奉存候御ウスツ
イキツラマツリメル事ニカ、ワラズ科ニ落テハ
イツタカシミテ失フサアレバインヘルノ
ルシミヲウケズモ不叶トクイカナシミテ

後悔仕候ヲアチリサント申候
一カチリサント申事御座候是ハ萬事ニコエテ
御大切ニ可奉存テウスノ御内證ヲソムキタ
ヲマツル事ヲカク悔悲ハラインノタノシミヲ
失ヒインヘルノクルシミヲ請ク所ニカハテ
スデウスヲ背キ奉リシコトヲ後悔仕ヲコンテ
リサント申候
一ハスウハゲツス此世界一天下リ人思ヲ請タマヒ
人トナリタマフ所ヲゼスウト申候則御助ケト
申事ニテ候セスウマリヤ是ハセスウ御母カシタ

マリアノ事ニテ 御座候

一「ホロヘイタハデウス」未来可有事ヲ加子テ宣置
タマウ事ヲホロヘシヤト申候又御告テ未来可
有事ヲ兼テ云フカル、人ヲ「ホロヘイタ」ト申候
一「デシビリナ」

是ハ科送ノ時セナカヲタ、キ申候繩ニテ 御座
候此繩ニテ面々ノ心持次第タ、キ申候

一「カシ」
是ハ「カシ」フテシスコノ門派ノモノ常ニ上帯ニ仕
候日本ニテハ 御法度ニ、腹帯ニイタシ候其

外ノ門派ノモノハ用不申候「カシ」フテシスコノ

一門派ハ日本之出家トシセイジヤノ様ナルモノ

ニテ 御座候上ヘナワラビニ仕候 御座候六月土用

一七ツ「モルタル」科ノ事

高慢貪欲 邪淫 貪食 懈怠

右之七色「モルタル」科ト申候此外二色之科

御座候

今指すハ七ツモルタル科五箇條ト載ルニ二色ノ科トシテ
者闕ク龍廻我ガ七克ノ據テ考ふるニ嫉妬忿怒ノ二條規ニテ也

一「ウリジナル」科ト申事 御座候是万民 生付ノ

一科ナリ是ハ「アダン」ヨリウケ 續ク科ナリ

一「ベニア」科ト申事 御座候是ハ我ニ、口カラ 誤

ルカロキ科ヲ申候

一 雪ノサンタマリアト申事ハロウマニテ有ル侍

子ヲ持不申候ニ付テ金銀トテモ可申モテモ

無之ニ付テサンタマリアノ寺ヲ建可申由女房

ト相談申候也ニ其夜ノ夢ニテウマノ外ニ雪

降タルトコロ可有之候之間其所ニ寺ヲ建候得

ト夫婦ニサンタマリヤ夢ニマニ上給テ被仰候旨

ヲ夫婦ナガラ右之所上参リ見候得バ六月上用

之中ニテ御座候得ドモ雪降候テ御座候其

所ニ則寺ヲ建テ申候就其雪ノサンタマリヤ

ト申候

一 ソマナ之事

トミンコ 初日ヲ申候

セグエ夕中候ハ待ニ日ノヲ申候

初ルシヤ 三日ノヲ申候

クワルタ 四日ノヲ申候

キニツタ 五日ノヲ申候

セスメ 六日ノヲ申候

サバト 七日メヲ申候

右之七日ヲ一ソマカト申候

一「メモウリヤ」ト申候ハ覺之事

一「エシテンゲメント」ト申候ハ知惠之事ヲ申候

一「ラシタマテ」ト申候ハホシイマシト申候事

此三ツヲ「アニマラシヨル」ハ「バレンシヤウ」ト申候

コノ心ハ人間ノ知惠分別ノ異躰ニテ御

座候ト申儀ニテ御座候

「サシヘイト」ト「ロハラ」イソノカギヲ預リノ事

一「ゼスウ」スヘイトロニノ「タマ」ハ「地」ニ「ライ」テ「搦」テ

「ル」者ハ「天」ニ「ライ」テ「モ」搦「テ」ルベシ亦「地」ニ「ライ」テ

「ト」カル、者ハ「天」ニ「ライ」テ「モ」ト「カル」ベシト此ノ「コ」

「ハ」世「界」ニ「テ」「サシヘイト」ト「置」テ「ス」御名代

「ニ」テ「後」生「之」善「惡」ヲ「タ」ス人ニテ候ノ故「カン」ヘイ

「ト」可「地」ニ「ライ」テ「ユ」ルシ候「ハ」上「天」ニ「連」シ候亦

「ユ」ルシ不申候得バ「地」獄「ニ」參候「ユ」ヘ「天」ノ「カ」ギ

「ヲ」ア「ヅ」カリ申候「コ」ロニテ御座候

一「コ」ン「タ」ツト申珠數ノ事

三十三ハ「ゼ」ス「ウ」スノ御手數

六十三ハ「サ」ン「タ」マ「リ」ヤノ御年數

百五十ハ「サ」ン「タ」マ「リ」ヤノ十五ノ觀念也

五ハ至極ノ「ヨ」ロ「コ」ビ

五ハ至極ノカハシニ

五ハ至極ノカハシニ

此十五ヲサンタマリヤノ御一代ノ中ニ御座候

此一ツニ付テ十返死ヲラツシヨ申候

一「ズイソ」ト申事ハ世畏メツホウノ時ゼスウマ

天下リ萬事ノ善悪ヲタメシ給フ趣シトイフ

言葉不申新新新新新新新新新新新新新新新新

一死身ヲチガクイタシ取置候事ハ南蛮バカ

リニテモ無御座候唐天竺モラ大ジ儀ニ

御座候前ヨリ長リ取置来リ候ニ別ニ

シダイ無御座候

一「ヨシ」ヲガシテト申事ハ至極ノ觀念ニテ御座

候

一「エ」トチヨト申事ハ吉利支丹ヲコロボコト

隨ヒ不申候ヲ「エ」レチヨト申候

一「テ」ウス下界エ天下リ給テヨリ今年マデ千六

百五十八年ニナリ申候ゼスウス御タシセウヨリ

一三十三年ニ御死去被成候ジエテア別国

セルマレシト申所ニテ「クル」スニカ、リ給ヒ候其

国「ジ」エテアル、モ、ハ吉利支丹ニテ御座ナク

候ハツ。バノヲシヘニ随ト不申候
一 日月之事ハ下界ヲ養育ハタメノ後者
一 御座候其性徳天文ノ学者存事ニテ候
一 潮ノ満引ノ事モ天文学者存事ニテ候
一 壽ガズノ国ノ宗門ニ付テ其イニシテ「セルマレン」
一 敏系昌ノトテ「ス」十ヶ條ノ「マタ」ニトウ「ラサツケ」
一 「タマ」エトモ「思」ヲ「ボリ」申候「ヘ」ニ「ゼ」スツ「御出生」
一 「ア」前「テ」誠ノ道ヲ教給ノ間萬民「セ」ス「ウ」ス「エ」
一 「キ」チ「ク」仕候故ニツ子「ミ」コ「ロ」シ「申候」ゼ「ス」ウ「ラ」
一 殺シ申候御罰「ヨ」ツ「テ」四十年ノ間「シ」ユ「テ」ア

候ハツ。バノヲシヘニ随ト不申候
一 壽ガズノ国ノモ「ヤ」ヒ「テ」今「ハ」一「所」ニ「有」之「事」無「御」
一 座候方「ハ」ナリ「シ」ニ「罷」成申候「シ」ユ「テ」ア「ノ」国ハ
一 思今「ツ」都「見」格「ノ」ノ「国」ノ「持」分「ニ」テ「御」座候「モ」ウ「ロ」申
一 宗門ニテ「御」座候「ハ」ツ「ロ」ノ「ヲ」シ「ヘ」用「不」申候「吉」利
一 文丹ノ国一「参」道「ニ」仕候「ユ」ヘ「ニ」時々合戦仕候
一 壽「テ」ア「ノ」ク「ニ」「早」ロ「ウ」デ「ウ」ス「ト」申「帝」王「ヨ」リ「セ」ス
一 「ウ」ス「レ」テ「殺」度「所」存「ニ」付「往」昔ノ「經」典「ニ」テ「ウ」ル「ヘ」
一 徳「被」
一 「レ」ト「云」所「ニ」テ「世」思「上」出生「可」有「人」ト「成」給「ヒ」人

間ヲ扶給ワントノ時必天ニ客星ノシテ有之
ヘシト有之アリヤカハ此三ヶ国ノ
帝王ガチ三人トモテ天字者ヨテ御座候三
人トモテ心シテ客星ニ心ヲカケ給フ處ニ客
星出申テ見知三ヶ国々ヨリシテ出給フニ
星近ク成申候時三人行途頭ニツトイテ給
其時分ニテアノ帝王三人ノ帝王連行
逢タコイエウテスニ問給フハ世取ノ御扶
手御出生有シテ定テ御拜シ可有ト尋給エバ
イヤ左様ノ儀不存候三人ノ御象ヲガ給

ハ又是エオナテズ御出候テ其處ヲシテ給エト被
申候則三人ハ其所ヲ出星ノシルベテ尋アタリ給
ヒセスハスラ、ガニ被申候エテウテス又是エ
御出候テ教給エト被申候シハ近国ニ有之ナラ
ハ我威勢有間敷候間所ヲ聞定メ殺サント
ノ下心ニテ候然所ニテウテスヨリアンレヨク天降三人
ノ衆エ宣フハ必スエラウテスニシテセタマハズトモス
クニ歸國レ給ヘトシナン給候付ノ道ヲ替へ面々スグ
ニ歸國イタサレ候天ヨリサシタマリヤハセズウテ
イダキ給ヒエジツトト申他国エウツリ給フエラウテス

ノ下知トシテ「ヘレニト申所ノ近邊ニゼスウ」
可在之ト存候テ二歳ヨリウチノ小見ヲミ
ナゴロ申候
一デウス天地ヲ作給年数大形六十年余七
千ニ少カルマシク候記録ヲ持不申候ソラニテ
ハコマカニ覺不申候
一ビルセンサンタマリヤハ「ジニデア」ノ人ニテ御座
候スジハタヒツ帝王ノ末孫ニテ御座候
一御作者デウス人間ヲ作り給ヒ性徳ヲ教人
間生レツキノ法度ヲタテタマフトイヘドモ人々シ

ガイニ智恵ノ眼クモリ御作者ヲ忘レ申候
ニ依テ「モイセス」ト申善人ヲ以テ十ヶ條ノマ
メントヲ定給フトイヘドモ一切人間天恩ヲソム
キ悪ニ況ニ申ニ依テ「デウス」御憐ミノ御ウヘヨ
リ衆生濟度ノタメニ天降り給ヒ尊體ヲ人界
ニシケ合人ト成タマイ人間ノ科ヲクリテ可
被成ト宣フ此儀ヲ昔時ノ代々聖人ホロヘイク達
ヲ以テ人間ニ告シラセタマヒ一千六百五十八年
以前ニ「ジエデア」ノ国ノ内「ナカレテ」ト申所ニ「ビルセ
ン」カンタマリヤ」トテ一生不犯ノ世人スグレタル

善人御座候ニテウスアンシヨヲ以テサントマリ
ルヘ御音アリヌナハテ「ウススヒリツサント」ノ
御奇徳ヲ以テ「デウスヒヨイリヨ」サントマリ
ノ胎内ニ宿リタマヒ満ズル月ニ至テ生レタマ「デウ
スヒヨイリヨ」世思テハゼスウスト申候是人間ノ御
扶ケト申心ニテ御座候ゼスウス御年三十ニナリ
給ル時分御説法ノタメニ御弟子十二人召出シ給
ニ三年ノ間ニ後生ノ道ヲ教エタマヘハ萬民御ヲ
シエラウケヨロコビ皆悉ゼスウス「エキクイタ
シ」敬ヒ尊ヒ申候ニヨツテ「ジエテア」ノ学者ドモヨ

リ合相談仕候ハ如此ニゼスウスレヲシタモ申
候者後ニハ子孫繁昌シ我等ガヲシエハ次第ニオ
トロユ可申事レキゼンナリトウカクツ子ミタバ
「ゼスウス」ヲウレノフベキト談合ヲ定其国ノ諸司
代「ホシヨヒラハ」ト申人ニ訴申候ハゼスウス「デウス
ノ御子ト被申候事又「ジエテア」ノ国ノ帝王ニテ候
ト被申候マツデウスノ御子ト被申候事ハ
デウス「エノクワン」タイ人ニテ候マタ「ジエテア」ノ
帝王ト被申候事我等ガ申ニモセイナルヨリ
外ニハ帝王ヲモテタテマツラズセイナルノ国分

ニラ帝王ト被申候事セイサルノ朝敵ニテ候
間殺シ可申ト訴上申候「ヒラアト」ゼズウスノ御
スカタラ一目見被申候トキ是ハ無類ノ大善
人タルベキト心ニチガシ以テ外ヲソレ出来申候
ヒラアトシユデアス人ニ被申候ハ此人ヲ可殺イワレヲ
不分別ト被申候得バジエラノ令申候ハセイサル帝
王ノ朝敵ナルゼズウストクミシタマウハ御身モセイ
サル御為ニハ又敵ナレバ此ヨシセイサル上訴ベシ
ト聲々ニヲメキ奉レバ「ヒラアト」汝等カ心シガイ
ニイタシ候上ト被申ニ付テシユテアノミヤマセル

マレンノ町ハツレカルワヨト云所ニテオワダノ
手ニワタシクルニカ、リタマヒ御死去被成候
シカルトコロニ天地ノ御作者ニテマシマシレン
ハ御死去被成候テヨリ三日メニヨニカヘリタマヒ
四十日世思ニ御逗留被成候御弟子タチニハ不
及申ニ餘多ノ人々ニモタビタビ上タマヒイヨク
後生ノ道ヲシエタコヒテ四十日メニ五百人余ノ人ノ見申
所ニテ天上被成候
一デウス御出生ハジエテアノ國ヘレント申所ニテ御座候
一デウスサンタマリヤノ胎内ニヤドリタマフハジエテアノ

一 国ノ内ナサレテト申所ニテ御座候

一 一ヘレンヨリナサレテ丑ハ一日地程御座候ジエテアノ

都セルマレン^レ丑ハ一ヘレンヨリモナサレテヨリモ二日地ホト御座候

由承候

一 七所願念ト申候ハテウス人畏ヲ請タマフ時ジエテアノ

国セルマレント申ミヤコノ町ハガレカルワリヨニテクル

ルニカ、リタモフ時、キヅ七所御座候是ハ人間

ノ為ニ請タマフニヨツテ御恩奈由申候テ朝暮

願念仕候右所ノ疵ハ向、御子雨、御足四町ヲク

ルス丑カナクギニテツツケ御ム子ヲハ鑑ヒテサシ

御オシラ^ラババ^ババ^バヲサシセナカラハナシゼリナニ

テタ、キ申候此七所、クルシモハ人畏ノタノニウケタマ

フニヨツテ不浅御恩ホウジガタク奉存日夜朝

暮ヲヨタラズ願念仕候丑トラシエ申候

一 朝夕食被下候時分ハララツシヨトナヘ其工キニテ^ラ

ルス^レモンヲ切食ヲ被下候其時ノララツシヨハ

敬白御主テウス奈モ此食物ヲ我等ナニ

サツケタマヒラナシクアクワハラヒタマハント申候

右之通之ヲラツシヨ僧俗トモニ食被下候時分ト

ナヘ申候

一天ニコシマス我等カ御親御名ヲタツトマレタマヘ
御代キタリタマヘ天ニライテ思召マ、ナルガトク地ニラ
イテモアラセタマヘ我等カ日々ノ御ヤシナヒラ今日
我等ニアタエタマヘ我等人ニエルシ申コトク我等カ
科ラユルシタマエ
此ヲラツシヨハゲウス上對シ讀申候何時ニテ
モ存出シ次第ニ讀申候
一作カラサニナノリ
カラサニテ、タマフマリアニ御禮ヲナシタマツ
ル御主ハ御身ト共ニマシマス女人ノ中ニライテワキ
テ御クワホウ又御胎内ノ御身ニテマシマスガウ

スノ御母「サニタマリア」イマモ我等カセイニモ我
等「アタ人ノタマニ頼タマエ」此ノヲラツシヨハサニタ
マリア上對シヨミ申候
一ゼスウス十二人之御弟子ガチニ被仰候ハ世思エ
マイリ後生ノ道ヲ、シエマコトニ存候者ニハ水ヲ
「ホウクニシ別ヲスカルベシト」ノタマフニヨリ御弟
子達ハ後生ノ道ヲ、シエ候故ニ十二人トモニ死
罪ニ逢被申候
一サニ「イトロト」申御弟子ハセスウス御死去被成
候前ニ被仰候ハ、伯多禄イトロトヲバ我上天以後世思一ノク

ライニ備ベキヨシ被仰候ゼスウス御上天被成候以
 後サンヘイトロハツハニ定タマアニヨツテ別ハツハ
 元祖ニテ御座候サンヘイトロハラウマニテサカサ
 ニクルスニカ、リ相果申候
 一サンテレト申御弟子ハクルスニカ、リ相果被申
 候

一サンシヤカウベト申御弟子ハヘリアト申国
 ニテ捧ニテ撃殺シ申候

一サンシヨアシハラウマニテカマイリニ逢被申候
 一サンヒリツト申御弟子ハイシヤト申国ニテク
 ヒリツプ

ルスニカ、リ被申候

一サンハルトト申ハトシヤニテカワラハギ殺
 申候

一サンマテウスハ鑑ニテツキコロシ申候
 マツテウス

一サントメハ右同断イシヤトテ殺申候
 トメ

一サンシモンハ所ハ不存候死罪ニ逢申候

一サンシウタス同断

一シツタス是ハゼスウスノ詭人仕候ニ付テタ

ノモシヲ失ヒ首ヲク、リ自害仕候

一サンマチア是ハ詭人シウタスノカワリノ御

弟子所ハ不存候死罪ニアヒ申候

一 ^{寶録}カンハウロゼスウス御上天被申候テハウロ

ノタメニゼスウス天降タマヒテ御弟子ニ被

成候

一 ハウロハテツマニテ斬罪ニ逢被申候サンホ

ウロトモニ御弟子達ハ十三人ニテ御座候

男之ヘヤト

一 ガビリヘアル

シヤスアリヨ

シヤコベ

シヤシント

シヤシヤリヨ

シヤウアキン

シヤウゼフ

シユスノ

シリアン

シヤスト

セロニモ

キレルモ

シヤウレセ

ハヒマシ

ハヒマシ

カンカロ

フネシモスコ

ハヒマシ

ハヒリシヨ

ヘリテ

ハヒマシ

ハウスチノ

ホルトヤト

ハウスチ

ハルナント

ガヌル

シユアン

マニル

立モリヨ

エリシヨ

エツト

エリンセリシク

セウセヨ

エウセ

イラリヨ

イノセニヨ

イホリト

イシトロ

メルテヨル

メリクリヨ

ミケル

ムチヨ

マセンシアヨ

マリノ

マコダ

マコラジヨ

スノ

チウツシヨ

マルセイロ

マルセイアス

シヒカアノ

カシヨヒロ

セワホレ

マシシヨ

シリヤス

オスタクニヨ

コル子リヨ

タニエル

タリヨ

チシテリヨ

ドミコス

トチント

下ロテヨ

イナシヨ

ハウチイシタ

ハシテミアン

ハルトルメウ

ハシリヨ

ヘルメチノ

ベシト

ベルナルト

ボナエンチウ

ヘルチヨル

ヘルテシヨ

ヒルバア

ホニハシヨ

ホラシ

タミアン

アヤン

アチカア

リヨ

アホク

アホロシヨ

ツアデテ

ロヌスハ

クル

ハルカハ

アロンソ

ロマバ

バルテガ

アガダシヨ

アニスレ

アంతタ

アマトル

アマ

カシロ

アンシヤア

アンイシヨ

カンアノ

テノシヨ	アントニナ	アントニヤ
エステリン	シルヘストラレ	シニウシヤ
中アシ	セラヒト	サルトリヨ
ホロト	マシモリ	マチアス
ハウリクノ	ヘイトロ	ホシシアノ
ハンタリアン	ハスシヨ	ハスコアル
ケレト	キリシトハロ	ケレトキリシトハロ
ルシチヨ	ワスコ	ロセンテ
ワカ	ワレンテイニヨ	ソレリアノ
ロホ	チエリヨ	トマス

レミレヨ	シニロ	テヨト
カシシヨ	ロムニト	エステハシ
アハルト	ホリカルホ	ホロタシヨ
アケタシヨ	ラハエル	テガセ
ルシアノ	ルビホノ	アントニヨ
ロミチノ	ロツケ	ケンメニテ
ロヒリヨ	ロセリゴ	ルビヒス
アゴステニヨ	カイヨ	ロヘルト
カネチヨ	カルロ	ロセリヨ
ルシンドロ	ルンバ	ロレズノ

トメイ	ハシチアナ	ハラシカ
ハレリヨ	ヘルナルタ	ヘチリス
ヒタレ	コンセシヨ	ヘチアナ
ヒタリアノ	マルセイリニヨ	ヒトマス
マールコ	スリヨ	マルチヨ
マテラ	マウラシヨ	マルチイニヨ
マウロ		
サレリトル		
アホロニア		
ハルハラ		

ヒリシユ

ヒリレ

ウルバスマカリア

女之ハヤト

一 アチリアル

アナスクシヤ

ルケンシヤ

テヨトヲ

ヒンセンシ

サヒナ

アガタ

アンタ

ルビヤ

テレガ

ヒョラクタ

セソシタ

アクスチヤ

アチス

ルシア

ウルスラ

ヒドリ

セラヒナ

ヘトロニラ

ロラクレア

モニリ 卷之十二 マリナ セロニヤ
 マルアナ ナアナ シユリアナ
 タリヤ 暇餘考へクンタ マルセリナ
 ハウシゲニヤ シアナ マルコ
 ヘリハハツク エレナ フランシスカ
 エシカラシメ カシカ ナタリア
 エウセニア ヨリ エステハナ ルシア 明年江戸
 スサナイ 下流新井花柳 命 江戸 明大寺 傳 命

シンホロサ シンヒリシヤナ シユリア
 ナルチヨラ ナシア マルセラ
 ハウラ ハウリナ モテスタ
 ホンシアナ ホロスヘラ アランシイ
 ホテンシアナ ケレメンシヤ ヘリシタテ
 ケレメンシヤ ロウカ エミリア
 レヨノウラ シヨアナ エウヘミア
 シヤコハ シユスタ フルランシカ
 シヨセハ マタンナ ケレシナナ
 マリア エ マルカリタ レヨカケア
 原本リノ如クモ見ユ

息距編卷之十二
 排邪第三
 三眼餘考
 西洋紀聞ノ書ハ寶永五年
 ロンハツテイスタシロ
 ヲ受テ大隅ノ屋久島ニ
 シヨ薩州ヨリ長崎ニ送
 ニ召シ下津新井筑州ニ
 州筆記シテ三冊トス余
 テ邪教ノ明國ニ傳播セシ
 大概ヲ抄録シ破邪

息距編卷之十二
 排邪第三
 三眼餘考
 西洋紀聞ノ書ハ寶永五年
 ロンハツテイスタシロ
 ヲ受テ大隅ノ屋久島ニ
 シヨ薩州ヨリ長崎ニ送
 ニ召シ下津新井筑州ニ
 州筆記シテ三冊トス余
 テ邪教ノ明國ニ傳播セシ
 大概ヲ抄録シ破邪

集ニ散見セシヲ其餘下ニ附シ兩眼考ト題ス
外夷ノ兩眼三眼ヲ傳誦セシハ寬永賊徒ノ平
キシ後ノ事ナレバ國威ノ海外ニ震ニ耀シモ
宜ナラズヤ余因テ度長ヨリ寬永ニ至ルマテ
嚴禁ヲ設テ醜類ヲ誅鋤セラレシ顛末ヲ集録
シテ三眼ノ考ニ備ントセシカドモ公柝ノ雜
事執筆ニシテ餘力及ビ難シ今筑州ノ書中ニ
就テ破邪ニ切實ナル條條ヲ抄出シテ兩眼考
ニ附録ス明國破邪ノ論多端ナレドモ筑州ノ
書ノ明快ナルニシクモノナシ且天主ト云コ

ト西語ヲ譯セシ詞ニテ天主ト云義ニ非ル
ゴト明清ニハ一人ノ是ヲ知ルモノナク百犬
ノ聲ニ吠ルカ如クナリシニ獨リ筑州ノ書ニ
ヨリテ其義了然ナリ是亦三眼ト稱スベシ故
ニマタ題シテ三眼餘考ト云
イスパニヤフランスヤ北で在る海外の島を併せ
て國を同たしむるを問ふまゝとへむノ一ワイ
スバニヤ北をたは初に國を治むるものも亦く
其人ホカカシこむりかり聚りてお争ひ弱きは強
が肉となりて人の原をお食ふまゝなりイスパニヤ人

風のさめは枯されて亦玉りて其衣食の業
錢を以て一資財の用を通りてみちびくマデウス
の教を以ては此方の人始て其養生の方とて
お悦び服しはひよ其地をゆれて本國の君の治治
めむす誠實清いぬロクソンの王紀元俗皆裸體
よして己のりり、木皮を以てお後を造る人ま
禽獸よおをよはイスパニヤ人ありありよ及
いて其養生此方をはりめよあるは亦ある
りともありぬ國人舉りて本國に内屬をむす
望請ふ戒人諫てお去るり美里よして彼國を治

めむす亦財用もま、強ぐ強ぐは棄てむ
いあつじと以本國の君海か乃人として心たて
その養生誠あくし死して其若をまぬくれしめ
むよの家ヲウスは恩は報ゆるすくあつじと
ついでばひよ其請ふ所をゆるされきは館ゴア
マカワのより地は借りて海福島市の事
よ便りする所也すく其國を侵し奪ひしなと
ついでにハあつじをい、
名アマカワは阿瑪港廣
東りあり皆その詳なり
皆國名コアはインデヤの地
按西洋諸國ヨリ人ノ國ヲ侵奪セスト云フイ

スバニヤノ一ワイスハニヤヲ取り口クソシ
ヲ取ルガ如キハ此本文ニ云ル意味モ少シノ
無キニシモ非ザレ共明人ノ書ニハ呂宋ヲ欺
十牛皮大ノ地ヲ乞得テ遂ニ其都府ヲ奪ト見
エタレハ本文ノ説説如何アルヘキヤ近世
夷ノ莫臥兒ヲ擾乱シ諸佛諸夷大率ノ印度諸
地ニ占據シ諸夷麻刺甸ト戦ヒ兵結フテ四年
諸夷榜葛刺ヲ併有シ土人諸夷ノ狡猾ナル政
治ト非常ノ厚賦トニ因テ甚靡廢レ臥亞齊狼
其政令ニ服従セス和蘭氏哇口占據セシテ諸

夷其國民ト謀テ乱ヲ作ス數十年ニメ戦争止
マズ此等ノ実事ニテモ西夷ノ人ノ國ヲ侵奪
ハシ其民ヲ暴スルト見ツヘシ佛蘭西ノボナバ
ルテ諸國ヲ吞併シ魯西亞度爾格ト數年ノ戦
争ニ幾千萬ノ人ヲ殺シ年々ノ風説書ニモ獨
逸字漏生其他諸國ノ戦争止ムナク人命ヲ
工芥ハ如クニス西夷ノ仁暴論辨ヲ待スシテ知
ヘシ
我國東ニ僻リテ最小トモヤト家ト大業あり
りやバ凡エウロバ地方の人トありてあり

あはれ所也今も何のもためけりては所よ来り
ぬむむゆゆれずと向ふまは玉の赤み僻りて
かろふしきやとのくまふちるべうら凡そ國
を論をむよ地の小大を方の近遠を以てする
あるべうら凡そ國の中其土壤廣く大きくあるハタ
ルターリヤトルカよあくものありとそ人地
と地ハ禽獸にどもちるべしエウロハ法玉の
人地多にもし家おのぼるにあらざるむよハ
さくダハターリヤトルカが異なるべうら

按新伊斯把爾亞呂宋韃靼等ノ國ノ如キハ本

ヨリ禽獸ニ異ナラス此ヲ治ムルニ西洋ノ法
ヲ以テストモ禽獸ニハ勝ルヲモ有ヘシ本ヨ
リ人倫明ニ君臣父子ノ道正キ國ニ来テ父
子ナシ君ヲ下ニスルノ邪教ヲ行ントセバ
即チ喬木木ヲ下テ幽谷ニ入ルナリ其害甚シ且
人ヲシテ君父ヲモ神明ヲモ弃テ、胡鬼蕃神
ヲ敬セシメントス僻ハ人ノ家ニ入テ其父ヲ
モ祖先ノ祠堂ヲモ弃テ、我本尊ノミヲ敬セ
ヨト云ガ如シ不義無禮ノ甚キナリ
我ロトマン此トたハ方僅ニ十八里よはすぎん

されと我道のある所あれが西南法に當り家
をたふ所なしこれを取の少きあるり四猪
の上にあるよきふ處しよき試と相を觀るよきの
始皆善なるすとすみあしと地の氣^氣の運
系物に生くもく皆東方より始らばとす
なし系玉の中東方に國をしとの地土の外より
黒子をくりの地をあらばは土の氣^氣に由る
すこれハ氣^氣の言を貴やすにおよぶ
らず

按= 天地萬物皆東方ヨリ始ルハ蠻夷トイ

へは是ヲ知レリ然ルニ東方神明ノ國ニ生レ
タルモノ却テ是ヲ不知シテ西方淨土ニ歸向
シ天竺西洋等ノ教ヲ信スルモノ多キハ何ゾ
ヤ芝蘭ノ室ニ居テ葷菹ヲ嗜好スルノ類ニ非
ズヤ
次ハ我法今は法上ノ行をれさしるきよくお代の
るを編するよもおよばるる子^子の懐よを^を小丹
を志し^して^てライランに^にして^{して}家法^を禁^をせ^をし^し由^をみ
え^をし^して^てライラン^とハ^ハ蕃^を語^を多^をく^く人^をと^と殺^をせ^をる^を暴^を惡^をの^を人^をと
稱^をする^を今^を代^をは^は玉^をて^て家^を法^をを^を禁^をせ^をら^をし^しハ^ハ初^をテ^を
ラント人^を家^をを^を取^をて^て世^をを^を取^をり^を國^をを^を奪^をふ^をの^を事^を

と昔々^かせしよれりや此も甚しく辨ずるよも
お東屋^かの京口ローマの國いら希しより凡一
千三百八十餘年寸土地とよぶ^とも人の國侵し
奪ひし^とある也 台はヲ、ラント人ニ尋問せ
んよハをり必すぬりよ^んん^れ
按ニ和蘭ノ告ル所其實ヲ得タリ^縦一ローマ
國ヨリハ人ノ國ヲ侵奪セサラシニモヨ其
教法ハ人ノ國家ヲ傾覆スル教法ナリ 此教法
ヲ以テ人ノ國ニ施サントス君父ヲナシスル
ノ邪説ヲ以テ陰ニ人心ヲ奪ヒ國家ヲ傾動ス

ルノ資トス誰カ侵奪セスト云ヤ暗夜ニ人ノ
室ニ入テ其資財ヲ取テ出ナカラ我ハ盜ニ非
ト云ハ、誰カ是ヲ信セヤ
彼シ、ラント此ルテイルスの土地ハルテイル
「ラント人尊信す可所の祖の名也す存するは
そ法の異端ありとよ猶下ニ得たり〇今按するは
ルノ漢譯して 地を侵し不を奪ひし^と世に
路得と云ふ 地を侵し不を奪ひし^と世に
すして今をの併せゆる所ハおし^とせし^との
は^らば人の國を^誤移る^との生家よ^とる^と海^とびた^と
その人よ^とる^とあり

按ニ人ノ國ヲ誤ルヘキ教ヲ施シナカラ其教

ニヨラスト云人ニ其父ノ頭ヲ打ベシト教テ
其打ト打タラントハ人ニヨルト云ニ異ナラ
ス
イスパニヤフテンスヤルでき海外の地
を併せしむる事ありしむれはくそは
必ハ其君とすものもるく其民論する所なりしむ
る所の事也此國のくくるもむよハ其民何と
苦しむる其君を其理の外よをもとむべき
按ニ人ノ君父ヲハ小父小君ナリト教トカラ
如此ノ虚言ヲナス利口覆邦家巧言如黃ナド

云ルハ是ナル一シ
家ヲ其ノ事進るハ此宛を覆り進く國業を開
かぬ事ナシナスイヤハ此とくあるむ事を
請ひしむる事也
按するハ凡國を論するに其土の小大其方其進
退ノ事ハ其ノ事進論ハ似る事ヲ其言を其もの
其言に其事人ノ事とすも其言を其理に
其似る事とすも其言を其事とすも其言を其
天を其地を生し其事とすも其言を其事とすも
父と其家ノ父ありて愛せむ我ノ君ありて愛せむ

於これと不孝不忠とす心んや 其の大臣
大臣とつふるも 其家^愛と盡さすといふも
なまらぬしと云ふ礼と天子は上帝より下り
乃れありて諸侯より下散て天を祀る所の
らにこれ等卑の分位たるゆゑさるは
る^也也 其れも臣を君を以てて
子の父を以て天とし 夫を以て天と爲れ
て君とつるに忠あるも天よりふるも也
ついで孝あるも天よりふる所也 夫よりて
我をもて天よりふる所也 三綱の常を除く

此の外も天子よりふるも何れにもし家君
の外よりふるも臣に於て大臣あり 家父の外より
ふるも臣に於て大臣ありて其るに我君父の及
ぶと云ふは何れとせば家においては二尊國に
おいての二君ありと云ふはありはありは君を
なみしよとをなすこれより大きなるものなる
なり 孝と人其教とする所父をなみし君を
なみし^也と云ふは玉ふとも其流弊の或しき
君す其君を殺し其父を殺すも玉ふとも相
このりる所あり一かたは

按ニ筑州ノ此論至論ト云ベシ邪説ノ害其心
ニ生ズレバ必其事ニ害アリ君父ヲナミスル
ノ説其害尤大也一向專念ノ説ノ如キ君父ヲ
バ現在ノ假合トシ彌陀ノ功德ヲ三世ノ大恩
トス是ニヨリテ參河武士ノ忠義天下ニ冠ヲ
ルモノモ干戈ヲ操テ君父ヲ仇トス耶蘇大父
大君ノ説人心ヲ益惑ス是ニヨリテ島原ノ賊
徒愚民ヲ嘯聚シ孤城ニ據テ天下ノ兵ニ對捍
ス君父ヲナミスルノ説天下ニ大害アルト如
此筑州ノ君父ヲ弑スルヲモ願ミズト論セ

シハ實ニ卓見ト云ヘシ

我國ひと里をなす阿多純ニあるは千イナヒヤク
事ありて其又物お古より稱して中土也
は其國まゝのりまゝと問ふをぬては土の人此也
ハたとも國なる物を見るまゝとて千イナの人ハ
方なる物を見るは似たりまゝ此土は人温厚して
和なるまゝかくのしといひて三つりまゝも
て其衣を扱つ又手なして其榻を換て千イナ人
の固くして流れるはれは似たりまゝを賤し三て
遠き哉あるまゝかたきと云

按はるる万圓の説を試す所あるに似たり
譯人れど其所謂竟寧以本聖にお修ふ
に及あきて異端の言に及ては老佛の微徴も
なほはれり能き所あり我國の事たり古より
然るに仙氏の言盛よして宗をよそ流をワカ
ちそ法おのゝ家法を倡ひて下の人彼に拘せ
されこれに入りみつくり異教を見て懼む
るはあはれを轉じてこれに福すも其説
はこれやまた其も譯人の言をきて對しがなき
うぶといふあはれむや

一書ある東らむ始を師命ぞし所より彼告所訃
るゆどもそ大要のうにと問ふ者フランシスラスカ
ベイリウーノ始て此出よ東りて家法よ行
それより七十餘年タイカウサノの時に至て
始て家法を懸け逐るるタイカウサノは其の
所の大閣様也其の秀
者九州を征され一時は其の法をばし
バアラレを逐出されしものありしなり
しと家法の師徒國誅をよぬりよえの行つ
ひよエウロパ諸國の人生は通ずるも其の
がらよむれり

按=英雄、剛断海外ニ奮ニ狡夷ノ膽ヲ破ル

今に至るまではナイナスイヤムすでもかくのどし
出るおアアパンニヤにもまのメツシチ
リウスをまひりて告祈る所ありて次ぐカ
ガナアルをスンシウスとて生好を隋め
家法をゆゑしあに切するへきもの程と
すはヤアパンニヤは日本也メツシチナ
リウスは彼方弘法のゆゑに使はるもの
トスハチニ信使と云ふ事とスシウ
一決してメツシチナ、リウスと云ふべきもの
振ふる衆まゝ同じく某を薦げりば
其命をうけくはるは其のまゝに

とて老たの母と足ら残棄て某を来りて法
地と云ふ師の免地あるは初此命をうけ
一日も家志を決せし所ニツキ一ツハ本國
不所を聴きわて家法ゆゑに是出はるは
何の幸りこれにすくはるニツキは上
法の免師の免ををかえり又所をさし
うゝ人の心をうかぶ間謀のどくは
むにを遠恨るは本師の命を
國に入ては其志をうけしはるは

所ある處をばといひしは骨肉形骸のど
きいともしりくもし國法をまらせむゆゑに
おもてす。一三よみすみ居るに本國を押還さ
せんゆゑ師命をもたしめず家志をもたしめず
弟理のしをむあしめて一せの儀を始す
む中何の恥辱もなすやすぐ厚くされど家法
いさゝ東漸すころころはのふ孝にあらしむ
これ又誰より咎むへたこれらのおとすべきも
もあはれとふ

初に國よりし時長崎より申すむゆを福とせむ

直にすにふりむと世をなと問ふ家系里に
してはけあるすは家國命を上達すへたた免也
はなもまたすも来らむゆを世請ふいせんや
長崎のどははリ、テンド人のある所家系里か
しこより申すむ我初づもなと云ふけしむるた
其國の使命をくけくすれもや其隣國の使人
と云ふも必ず其信を申す所あり家國もとす
汝の國と善好あるはあはれをし其法とすむき物
あらむむは何をいしを使らるゆ我信すべ
い人もやめがたす来りて家國の服と服し家國

の言談誦すこれ亦西部の人をよむるをだも亦國
の人となりいそりよそ法を説むとすもうありを
計窮しぬ進バ初てそ國の使と稱すを説は律
きて見る時をそのいそ信すべしと聞ふは由よ
しく亦法を禁せられしより凡亦方の人長崎
より來り或を殺され武に押還されしは一人の
國命を違はしものあるに亦亦亦よして
西部の地よりともされよ亦は國の服を服せ
し等より一とて長崎よおいてしよ亦すてよ
説りぬ又本國の派にありしとて一^取所のどく共

祈り所より恩裁乃^謝ありありあらむよかきねて
信使を奉てそ恩と説し申して亦法を以てよ
もんとしよあり國に入りては先を禁を同の礼ぶ
斗の國よりかくりざしむいもんや國禁を除くも
べき事と法説ふ使していむむそ國に入りし
初亦亦を犯し罪をかきねむら國命を辱しむ
るホの事なすべしやそ我自らぬりよそそ
い^いられといふ

按ニ大禁ヲ犯シテ邪教ヲ施ントシテガウ入
國問禁ナド云ヘル巧言ヲナス何ゾ其言行相

天主の教を承け心すべし所ありんば其大略を抄くむ
と問ふ大凡物自らある事ありんば其を造
るものも待てりてある事ありんば其を造
制自らある事ありんば其を造るものも待てりてある事ありんば其を造
家の法を承け心すべし所ありんば其大略を抄くむ
はゆき治る事ありんば其を造るものも待てりてある事ありんば其を造
らばして成るものありんば其を造るものも待てりてある事ありんば其を造

筑州ノ論下ニ見エタリ

其主宰名つけくテウ人といふテウス漢ニ
天主と譯ス

筑州ノ論下ニ見ヘタリ

テウス初より地を物造らむとするに當りて
まの善人を住ましめむたは諸天は上よりハラ
イソを作りハライソとは淨い心と云ふ
佛氏のいふ心也徳未世思のとしし
テウスハライソ作テ善人ヲ住シメントナラ
バ人間世ニ是ヲ造テ人ニモ明ニ知ラシメ人
民ヲ住シメタキナリ諸天ノ上ノ人目ニモ
見エサル處ニ是ヲ作テ目前ニハ善人ヲ棄テ
置ク下拙シト云ベシ
善人を教はアンゼルスを作らアンゼルスは
仏氏いふ由り

光音天人の類ホルトナル
 の語アアンシヨクふたり
 其後、大地世界を作
 りて、タマセイナを^{クマセイナ}取て、^{清浄土}此、男を
 作りて、アダンとツハ生、^{右股}の一骨を取て、女を
 作りて、エワと^不す、^女を^らこれ、人の始也、彼男
 女として、夫婦となる、^{テリ}テリ、アリの地、^居居らじ、^丸丸
^{テリ}テリ、アリの地、^居居らじ、^丸丸
^{安楽}安楽、^國國、^土土、^とと、^所所、^也也、^其其、^餘餘、^のの、^地地、^をを、^はは、^鳥鳥、^獸獸、^此此、^有有、^るる、^所所、^とと、^すす、^丸丸、^人人、^物物、^のの、^アア、^ニニ、^ママ、^にに、^三三、^ツツ、^のの、^品品、^有有、^りり、^アア、^ニニ、^ママ、^はは、^草草、^木木、^花花、^鳥鳥、^獸獸、^のの、^みみ、^ああ、^禽禽、^獸獸、^のの、^とと、^比比、^ハハ、^動動、^のの、^形形、^すす、^てて、^滅滅、^びび、^ぬぬ、^れれ、^はは、^アア、^ニニ、^ママ、^もも、^ここ、^ろろ、^滅滅、^びび、^ぬぬ、^れれ、^をを、^始始、^有有、^りり、^終終、^有有、^りり、

人々の^とと、^知知、^るる、^最最、^意意、^をを、^しし、^てて、^アア、^ニニ、^ママ、^地地、^とと、^共共、^にに、^滅滅、^びび、^すす、^人人、^をを、^靈靈、^魂魂、^有有、^りり、^てて、^木木、^をを、^始始、^有有、^りり、^終終、^有有、^りり、^アア、^ニニ、^ママ、^にに、^三三、^ツツ、^のの、^品品、^有有、^りり、^アア、^ニニ、^ママ、^はは、^草草、^木木、^花花、^鳥鳥、^獸獸、^のの、^みみ、^ああ、^禽禽、^獸獸、^のの、^とと、^比比、^ハハ、^動動、^のの、^形形、^すす、^てて、^滅滅、^びび、^ぬぬ、^れれ、^をを、^始始、^有有、^りり、^終終、^有有、^りり、^アア、^ニニ、^ママ、^もも、^ここ、^ろろ、^滅滅、^びび、^ぬぬ、^れれ、^をを、^始始、^有有、^りり、^終終、^有有、^りり、

下長くその苦をまぬりたりありて、^ササ、^ンン、^はは、^菓菓、^のの、^名名、^也也、^とと、^不不、^仁仁、^氏氏、^いい、^まま、^地地、^有有、^りり、^餅餅、^のの、^類類、^にに、^苦苦、^とと、^はは、^生生、^死死、^病病、^死死、^等等、^のの、^苦苦、^ヤヤ、^トト、^云云、^アア、^ニニ、^ママ、^ウウ、^テテ、^ヘヘ、^ルル、^とと、^アア、^ニニ、^セセ、^ルル、^スス、^自自、^らら、^生生、^智智、^有有、^りり、^にに、^洞洞、^ここ、^うう、^てて、^秘秘、^しし、^てて、^テテ、^ウウ、^スス、^とと、^アア、^ニニ、^セセ、^ルル、^スス、^信信、^をを、^しし、^アア、^ニニ、^セセ、^ルル、^スス、^とと、^テテ、^ウウ、^スス、^ここ

水をにらみくインペルノを作りてこれに
 みきし草を共よそく皆下界に遁下してイン
 ペルノに居らしむる也インペルノはアゼルス
 地獄とす^ル今^ルオ^ルは^ル火坑
 ナヘル^ル譯^ル輪^ル齊^ル弗^ル見^ルと^ル云^ル
 その^ル軍^ルを^ル此^ルイン^ルペ^ルル^ノに^ル告^ルし^ルま^ルむ^ル或^ル眼
 てテリアク^ルに^ルお^ルち^ルま^ルま^ルが^ル上^ル口^ルを^ルす^ルめ^ルて^ルマ^ルサ
 こを^ル食^ルも^ルし^ルむ^ルア^ルダ^ルン^ルま^ルま^ル、^ル上^ル口^ルが^ルす^ル、^ル危^ルま^ルま^ル
 て^ルこれ^ルを^ル食^ルふ^ルく^ルて^ルア^ルダ^ルン^ルと^ル上^ル口^ルと^ル共^ルよ^ルそ^ル
 戒を破りてテリアク^ルと^ル逐^ルれ^ルく^ルれ^ルば^ル生^ル子^ル孫^ル人^ル
 子^ル降^ルり^ルて^ルそ^ル苦^ルを^ルま^ルぬ^ル水^ルは^ル

マカンヲ生メ食テナカラシメンヨリハマサ
 シラ生ゼザルニシカス無益有害ノ物ヲ生メ
 人ノ罪者ノ種トステウス後人罪者ノ祖トナ
 リテ世ノ人ヲ苦シムルハ魔鬼ト称メ可也テ
 ウス善人ノタメニアシセルスヲ作ルナラバ
 皆善行ヲナサシメテコソ神靈アリトモ云ヘ
 キニサハナクシテ此ルウチヘルノ如キモノヲ
 生シテ悪ヲ肆ニセシム又其魔鬼ヲ制スルト
 アクハズ火坑地獄ヲ作テ後ノ患ヲ貽ス又魔
 鬼ヲ地獄ニ押シコモ置テモアタハズテリア

リニ飛行クヲ禁スル一モアタハズ己々生シ
エワアダン等ヲ勤テ戒テ破ラシムルヲモ禁
シ得ズ果シテ何ノ神靈アルヤ又エワアダン
ハ人ノ始トスベキ為ニ作タレバ至テ聖智モ
アルヤウニコソ作ルベキニサハナクソ果ヲ
不食バカリノ輕キ一サヘモ守リ得ザル愚昧
ノ男女ヲ作り己ガ作りタル魔鬼ヲシテ己ガ
作りタル男女ヲ欺カシム所謂狐コレヲ埋テ
狐コレヲ發クトズルカ如シ自ラ此厲階ヲナ
シ後世マテ人ノ患ヲ貽ステウスモ亦狂愚ノ

甚シキニ非ズヤ

夫ハよおひてアダンエワオンチリサンノ心ヲ發
シク此ノ懺悔と云ふはぬくを罪と謝シテワ
スを罪の大きに―て自ら贖ふ事のあるま
じたをいわれして自ら人の身と生れて二人は
代リを罪を贖むるを誓約す二人をほひし九
百三十歳の壽をもちて終りてハラヤリに至
リ

筑州の論下ニ見ヘタリ
破邪集天主始生一男曰亞當一女曰厄機為一

切人類之祖擧天地間之物資其受用而獨留一
草樹勅二人不得岳涎厄穢聽一魔鬼與亞當私
嘗之天主怒甚乃著令曰自今以後凡從二人所
生人類皆有原罪故勅後世子孫男必曝日裂背
粒食乃成女必折腹剝腸生育乃就聖朝
アダンをさるる子二千餘年今をさるるに四千年の
とあるノエといふものそ男子二人あり女母子
婦すへくハ人のミテウスのまゝとけさるる世の
人これと信さる

テウス天地萬物ヲ作ル程、能アラハ人ヲシ

テ其教ニ從ハシムルトモ易カルベキニ二十
餘年ヲ經ルト雖モノエ一家ハ人ノ外ニ一人
モ從フモノナキハ甚拙キニ非スヤ
テウス降りて、エに救て船を作らしむ百廿
年よりく船本わりテウスも降りて彼等
を救て穀蔬雞豚の類運りく共ニ船ヲ載しむす
でに大雨降るり四十日大ぬ山をか収て天地の
人物もくと溺水没すノエが父子夫婦のト死
まぬもの船程今アルメニヤ此山の巔ニ現存
しすこゝを漂來る螺殼の類エウロハ地方所

デウスノ所為ト云ニカ縦ヘデウス私心ヲ以
テ国君ヲ仇ト思ヘルニモセヨ追兵ニ怨ハ
ルベカテ若シ仁心アルモノナラバ早ノ潮
水ヲ漲テシメテ追兵ノ路ヲ塞キ是ヲ殺サズ
メ可ナリ潮ヲ干満セシメテ路ヲ閉塞スル
如此自由ニナルホトニテ罪モ怨モナキモノ
ヲ尽ク殺スハ不仁ニアラズヤ
溺死ノ者ノ血出タルト未タ聞ザル也海水血
ニ變スヘキ謂レナシ西紅海ノ紅ナルニ附會
メ人ヲ欺クト山上ノ螺殼ヲノエガ船ニ附會

シタルニ同シ
モイセスとさる事凡一千八百年
エジプトの國ナガレツヨサントスマリヤと不
聖女ありヘレテアム此君グアヒツト乃後や
ナカレツ地名や海濱未詳カントスとは名補や
と海濱皆これに倣ふヘシマリヤは海濱瑪利亞
は君ノ名源海濱とも未詳○名標はトヘレテア
ム海濱白徳稜とツイダア十六世紀の時序はア
コッソー海濱大味徳とツイダア十六世紀の時序はア
ンセルス降リテデウスの命と告テデウスを子
とありて名をエイズスキリストスといふべし
ヨシサントスヨセフトてこれり父としベイト

レウニに産一めてエゲツプトよりむ之かり
産しと云ふをアエイズルスキリストス漢
耶蘇と稱す俗にビスとツルハ一漢譯の音轉
トシハ地の名なり漢譯ホムハおいてヨセフと
ともありナサレツと去リヘイテレエウニ乃驛
ありてはハ男女の胎子あるらるは男子
と云既中産む

婦人ニメ男子ヲ伴ニ行ヲ共ニ子ヲ産ク誰リ
男女ノ道ニアツカラザルヲ證セシヤ
夢見一所よりてエイス、キリストスと云

くエイズル生れハ皇紀己丑の年と云ふ一
千七百九年の十二月廿五日の夜半也と云
本朝人皇十一代垂仁天皇三十年
辛酉の年にて漢平帝元始元年と云ふ
破邪集其祖名仙士習其祖母仙熊麻里耶未嫁
而孕生一子名為察氏年十五頗有邪術周流他
國誘占谷所地方其間復有豪傑起而擒之釘以
十字刑架而察氏竟為罪鬼矣後兼其教者緣此
就假一説謂察氏之死也蓋為萬民贖罪瘞三日
復生説法三十三日飛昇天上云
驅喪
職分外紀降生於如德重白德稜之地名曰耶蘇
譯言救世之主也

アラビア大陸の君エイズスが生まれ
一夜に當りて若星現れ^れを親て^聖人ありて
まれしる^るを^{ありて}おの^の國を^生く^所をも
とむ^るは^{ある}所^をある^は洋海^をニ^ホ洋^に
三國の君同一^の所^に由^りに^あひ^て共^にエヂヨラ
に君エロ^ロテス^にに^ええ^くは^るを^同く^エロ^ロテ
ス^をを^あら^ん人^をも^とあ^らむ^を必^家が^た
免^に告^をす^へと^約す^をを^さり^てり^後ナ
三日へイテ^エン^にに^まら^には^星か^しに^此に^出にあ
ら^りは^いる^を驛^はして^エイズ^スと^拵する^事を

はねア^ンセル^スありて降りて三國の君を戒む
ら^エイズ^スは^すも^とエ^ヂヨ^ラは^君を^告する^事
ある^べし^とい^はれ^は彼^を後^にい^む事^{ある}よ^し
ゆ^もや^マリ^ヤは^いは^る事^をさ^りて^エヂ^ツポ^ト
に^申く^エヂ^ヨラ^は君^三國^の君^はも^も戦^報せ^が
る^戦あ^やし^の年^國中^の幼^兒まれ^くニ^ウ年^に
ふる^もの^數あ^を宗^てへ^イテ^レニ^は殺^す年^に
よ^りて^後を^君に^死す^アン^セル^スを^降り^てマ
リ^ヤを^告て^ナザ^レツ^とい^はむ

容星低キ時ハ遠キ所ヨリ見エズ高キ時ハ何

レノ所ノ上ニ当ルト云フ審ニ如^知カタシ此説
モマメ作り言ナリアンゼルス三国ノ君ニ戒
テエイズスノコトヲ告ガシムアンゼルス既ニ
デウスノ作所タリ天地既ニデウスノ作ル所タ
リ客星ナドノコトイカニモ自由ナルベシシカ
ジエイズス初生ノ時ニアタリテ客星ヲ出サ
ガラニハ然ルニ客星ヲ出シテ終ニ是ガク
ノニ數萬ノ幼兒ヲ殺サシムデウスノ伎倆モ
拙シト云ベシアンゼルス豫メ禍アルコトヲ知
テマリヤニ告ケ其地ヲ去リ又歸ラシムルコ

リハ初ヨリ禍ナキ地ニ居シモノシハ如カズ
アンゼルスノ慮此ニ不及數萬ノ幼兒マデニ
禍セリアンゼルス又マリヤニ告テ歸ラシメ
終ニエイズスヲシテ磔罪ニ罹ラシム其前識
モ亦拙シト謂ベシ
エイズスヤルテ瑞夜ヨク知コトニテみつゝ天
主の子と称し十二星ヨリ一々始テエールサレム
ト説法する中ニ年々夜とつり一もの五千^五人
エールサレムはエジプトの地名也と不詳譯ホ
詳コト今探は^ルエールサレム洋譯耶路撒冷と
い^ハエジプトヲ此君セイザルナレト云みてそ

罪をありてカルフ^{ワレ}ーリエにおいて 磔し殺すル
リト^リニは山の名イタリヤの諸^カルはカルフ^{ワレ}
ヨト^リニ共ニ譯譯未詳蕃語磔^カルはカルフ^{ワレ}
しと^リニ共ニ譯譯未詳蕃語磔^カルはカルフ^{ワレ}
す、黄金と^リニ共ニ譯譯未詳蕃語磔^カルはカルフ^{ワレ}
あり、人の^カルはカルフ^{ワレ}
中^カルはカルフ^{ワレ}
と^リニ共ニ譯譯未詳蕃語磔^カルはカルフ^{ワレ}
デウス^カルはカルフ^{ワレ}
身人間ニ降生センニモ君臣相遇シ心ヲ同シ
クシテ共ニ教ヲ敷ベキ國ニ生レテ^カルはカルフ^{ワレ}
リト^リニ共ニ譯譯未詳蕃語磔^カルはカルフ^{ワレ}
臣相仇ノ磔罪ニ罹ル其身國法ニ背テ徒弟モ

亦己カ法ノ為ニ國法ニ背ク^カルはカルフ^{ワレ}
乱民ノ祖トナリ造物主ノ毒宇宙ニ流ル心ニ
生ノ事ニ害アリトハ此ヲ謂也
死して後三日^カルはカルフ^{ワレ}
みえ^カルはカルフ^{ワレ}
終^カルはカルフ^{ワレ}
生れてアタンエワガ^カルはカルフ^{ワレ}
筑州ノ論下ニ見ヘ
い^カルはカルフ^{ワレ}
ス乃ためニ滅ビ國中ノ人氏城郭を^カルはカルフ^{ワレ}

このめまやうれてすゑらち今トルカ或の地を
荒墟のこ造りあり人アルテウスは名詳か或は澤或未詳
エイスス上天の時を年之十三を母マリヤは六十三
歳より上とせり此後の念珠コンはタツとス珠
が年の数より取り六十三あるはエイズス
ヤが年より取り所よりと果はマリヤイズスが
弟子七十二人その中十二人此上とありサント
スペートルスサントスハクウルス二人の中ヤ
ふハエルーサレニをさりてイタリヤ此地ロー
マニにありきりこれらもさしを君セーガルア
ウゲストスりこのめま殺さるを後三百廿餘年

してローマンの君ユースクンチイノス癩疾を
患ふ衆醫みふるこの小児を殺して生血を浴せ
むとて請ふを君の疾のよめよ人を殺すよ
思ひすとついで生言を用ひては夜二神人を
夢見しマシルエウステルとつ小師ワラツテに
ありくは就てまみえバぬ乃疾癒べいと告ぐ
そ君みづかき人を求るよ夢見し所の二神人
の像彼師の所にあるこれするをちヘートロス
バクウルス也初ベートロスローマンのこのめま
に臨されしよりさし法をうけつたしもの

三十二世王は皆玉珠をまぬるべし

エイズズ備ヲ作りテヨリ三十三世皆國法ヲ
犯シ誅ヲ免ズ乱民ノ祖師トナリテ亂民ノ
業ヲ継シム其毒淺カラズ

三十四世にリテシルウステルは君の法

ふよりして聖王をてて臣を灌くよを疾を所

子癩ぬ エイズズ戒の時 殺されし時 掠りの後 軌ありし

罪悪を後除する 殺されし時 血をこめて一切の

灌輸の法はお同 殺されし時 ツラツテと 殺されし時 は

ウステル名と 殺されし時 程カアルへキ三

エイズズ殺シシ時ノ血イカ程カアルへキ三

十二世マダ其血ヲ儲エ置キ其間ニ灌頂スル

モノ多カラシニハ血立トコロニ盡ノベシ其

説ノ詐偽辨スルニ足ラズ

其君大に悦び入やぐて其居を廻けく

能とりてナニフンダメントをすえ

ベイトルスエツケレイヤを建約は

ヤサントスヘイトルスエツケンイ

ハ子精舎の名ある 殺されし時 蕃語

の語は 殺されし時 語 殺されし時 語

ラアラスターアトスホンテニイチ

ウス等の地

を施入セツの地名 國と去る可敷百里より
コースタンチイの地に移り拓斗り今トルカの國者なるを云
有り

職方外紀耶蘇升天之後聖徒分走四方布教中
有二位一伯多ポウロイ球一寶祿皆至羅馬都城講論天
主事理人多信從此二聖之後又累有盛德之士
相繼闡明至哲總王公斯瑞丁者欽奉特度云云
これよりはうくエウロハ地方の國君宰相と始
て人非人ホトあるより悉皆此法と号を伝ふと
いふものなる凡ローマンの地四面皆石と譽に

て墓と云し其圍十八里そのエツキレイヤ始
建しより此地はまぐ火災ある事なく世々金
銀珠玉として莊嚴せしめて下の寺觀比すべ
た所とありてすくは聚り居るもの凡七十
餘萬人其地ハツの山ありといふヲ、ランド人の説
はローマの周圍二十里許りの地勢險
なりて七山秀起り操國教堂金塔相映し
りて下雙たりの流石の工巧なり
土木ノ美ヲ極ノ民ノ財カラ費々阿房宮ナド
ノ類ニモ伊勢ノ萱葺ノ宮トハ雲泥ナリ
としめシルエスナル地を開たしより今のキ

レイメンズト玉百まぐ二百四十餘世凡一千三百八十餘年を教化之主と稱しこれをホシテヘキスマキス
イムスといふヲ、ランド人はその本主をパ
梅サる子その本主はシルウステルより二百四十
餘世といひ又十二世もふ、これホヤテヘキス
マキスはイムスの号あり、その義は生徒をの位号あり
上等はスムテホヤテヘキスすふをら、これ
さぬ化にまや、その法はアルゲナアリスは位
あるもの七十二人、これエイズス七十二弟子
ものまは七十二人の中を撰びておのの位号を
紙あはる、これと封トエイズスの像あはてい

らき、又て其名ある世し、教の
き、或もて主人とす、と云、其次は上ピイスコ
アス、其次はサエルトス、其次はリヤアコリス、其
次はスブテア、コリス、其次はエキクルチ、スタ
其次はアコリトス、其次はラステア、ウス、其
次はレキト、ラトス、これより以下は後学の名号
猶多し、そのエピイスコパスより以下は教皆
定まる事あり、あるは、パアテレ、
シオン、は、これ、あり、イルマン、
位号は、あるは、エ、ウロ、
レ、と、い、母、を、マ、ア、テ、レ、と、い、い、兄、弟、を、イ、ル、マ、ン

とふやぬハ我たりとぶものはパアテレも
いひ我者といひ此のまをイルマニともつふや
は上のむうしそ敵の師友我稱も久ハアテレ
イルマン等の稱あり一はは我や凡世界の内に
しておのしをうりとぶ所の敵法あり一を宗を
こつりよニツよ色バ一ツはキリスチヤン
ニツの法や我格はキリシタニツはヘイデニ
ンとつふはポルトガルの語ニツは法を向ひ一は
まうしれをゼニテイラといふは宗はハ仏とあ
くまそそはつしつりなるといひてそを三ツ
するところにはつしつりなるといひてそを三ツ
よマアゴメクンとふものさふなり
正しく口バ

地方より奉むるといふ法は皆はキリスチヤ
ンにてまうおのしを宗流あり家うけ傳え
し所はカトリクスカトリクスの流やそのキリスチヤン
より出ておよ一法をいひものまをまうし
ゼスといふおれらの敵のルテトルスアールリヨ
カルピノマニケラの教は正しゼスといふ
ラングヤになすの所はルテトルスと云ふ
れやハルテトルスは人の名やポルトカルの語
として後はおのれが宗と云ふこれキリスチヤン
と云ふたといふと云ふは師傳あるがど
といえアジア地方より行そと云ふ所モロルの敵と

教、
教、
誤

ふ、その、どき、は、これ、を、称、して、マアゴマタン
 ゴアノッタンカ地方トルカの、ふ、所、に、マア
 マアココノビヤ、を、俗、モ、コル、の、と、い、ふ、所、に、マア
 マアココノビヤ、ある、と、い、ふ、所、に、マア
 マアココノビヤ、ハ、トリキ、ス、教、は、す、た、ぬ、の、今、撰、ぶ
 マアココノビヤ、ハ、トリキ、ス、教、は、す、た、ぬ、の、今、撰、ぶ
 然、又、は、外、チ、イ、ナ、に、して、言、信、す、る、所、に、お、び、を、
 学、称、し、て、コン、ア、ウ、モ、ス、と、い、ふ、は、ま、き、儒、者、目、録、に
 は、天、地、萬、物、の、み、つ、る、を、言、ふ、に、儒、者、に、は、大、極、面、低、を、生、す、大、極、す、ふ、所、
 也、と、い、ふ、者、も、に、儒、に、は、大、極、面、低、を、生、す、大、極、す、ふ、所、
 ち、理、ふ、り、と、い、ふ、を、志、り、生、法、を、稱、し、て、ア、デ、イ
 は、あ、る、と、い、ふ、あり、生、法、を、稱、し、て、ア、デ、イ
 エ、ス、と、い、ふ、の、は、儒、者、の、是、は、あ、る、お、い、て、周、孔、の、た
 と、い、ふ、もの、即、ち、也、と、い、ふ

按、する、る、西、人、を、法、を、説、く、所、に、誕、淺、陋、弊、が、ら
 にも、た、ら、ば、志、り、と、い、ふ、も、其、志、を、主、と、
 の、ど、じ、に、ハ、ス、一、辨、ぜ、さ、る、事、を、は、る、べ、く、に、
 其、番、語、稱、し、て、テ、ウ、ス、と、い、ふ、もの、譯、は、翻、して、天
 主、と、い、は、波、は、存、者、お、道、に、あ、る、べ、く、と、い、ふ、こと、
 を、エ、イ、ズ、ス、譯、し、て、耶、蘇、と、す、る、が、ど、し、蕃、字
 と、誤、む、べ、く、に、譯、字、を、假、り、て、其、存、者、を、
 う、つ、を、せ、し、其、義、著、語、に、あ、り、く、譯、者、に、あ、る
 に、あ、る、は、然、る、は、明、季、の、詔、儒、利、瑪、竇、初、ま、天
 主、の、字、を、借、り、用、ひ、て、其、蕃、字、を、譯、し、に、し、る

説と附會して經といふやうに上帝、れやとん
諸儒其説にまどいて其れをたゞとて
不譯して天主といふはたまたこれ天主の主宰
經といふやうに上帝あるべしは正イズス譯
て耶蘇といふ耶蘇も、仰の我らあるべき
我國の及び大日靈貴とあるされしは譯字と
ぬれこれやと經に所謂上帝の説のどた善と
書と讀むもの、自ら知れる所なれを今は編
するを待たば、天主教法の字、梵典に出
し所といふは、家もとも、知れる所、あらば

天主教法の字は、今西人の説をゆく、番語テ
最勝王經に出、能造のまといふた、
天地万物を叙造れるもの、たさし、
自ら造るるを、造れるもの、
いふ説のどた、を説のどた、
た、何もの造るは、地、
時、生れぬらむ、
さらむ、地、
又、地、
を造るの説、地、
を造るの説、地、

寺より善悪のおもひ違ひしるゝゆへに地
人物の始りて是地獄の説に玉るまで皆これ
仏氏の説よりして其説をほろぼす所をこれに
れ又ととと論辨するに及ぶべしと云ふは
と云ふは即ち初なる地風吹水減りて次身は凍を結
び化して天と地とを分るべしと云ふは即ち
説に先き天人の分るべしと云ふは即ち天の
り少くは地味を食いて體重と足減いす糧米を
養ひて男女の形りられ生て戒を破るべしと
の罷大よして目録の巻をばテウスにこれを
何それむつたため自ら誓ひて三千年の後
日正イスと生れこれに代りて生罪を贖へ

りといふ説のどきいふむを聖賢の語に似る
方今刑をほろぼすもの程も其情のあま
れむべしものや誠して其罪を赦し置む
そと戒といふも其ウス自ら誠し所也とて其
罪を赦し置むるに亦たあるべきや
いふむや生滅しと云ふのどきはこれに
して果を食をあるむのどきも亦たこれ
と食をむ罪いふむを食いしもの自ら贖
ふるありしをばして生獄決をさるるに三十餘
年を経てテウスに代りて生罪をさるる

るにちおもふべたたとへテウスはアタシが
ためよ其罪をうくるともこれに磔罪せし所
此のこれより、誰と代りそのはいよ其國を滅
せよとありぬらむ又テウス者よ世界の人を
溺殺しむり、テウス志く、うふしの海中に來り
開けし、テウス所の船大水に漂ひ來り
し所此螺殼の類にありとテウス説のときテ
ウス稱してみづよりよと地人相と生中養おん
ひて大公の父善上の君とよさはあそ其人と
し、皆悉く善なる、の皆よしとをさるよ

志く、らしむる事あり、まだし、テウス世界の
人をし、テウス皆絶滅をしむるよ、あはれ
よ、またと、テウス人も人を、テウスな
る、テウス善なる、しむる事あり、テウス皆よしとをさるよ
あはれ、テウスしむる事あり、テウス地能造の
ま、テウス稱する、テウス玉惡に、テウスを救ある
事、テウスあはれ、テウスの罪は、テウス祭むべた
あはれ、テウスを、テウス世界の人を、テウスと、テウス
皆絶滅し、テウスしむる事あり、テウスを、テウスを、テウス
を生し、テウスを養ふ、テウス大に大君とは稱すべき、

テウス天地ヲモ作ルホトナラバ洪水ノ患ナ
カテシムルハ易カルベキニサハナクシテ
洪水ヲ以テ人ヲ殺ムト不仁ナリ洪水ノ患ハ
海濱ノ地ハ河水早ク落ル故溺死等ハ少キモ
ノ也イカ程ノ洪水ニテモ天地ノ人物尽ク溺
死スルハハナキ筈也且テウス若シ仁心アラ
バ己ガ教ヲ信スルト信セサルトヲ論セスシ
テ尽ク死ヲ免レシムベシ然ルニ豫ノ洪水ヲ
知りナカラノエニノミ^私和^シレテ船ヲ作ラシメ
ソノ外ノモノハ盡ク見殺シニス不仁ト云ベ

シノ丑若シ義ヲ知ラバ君臣親戚朋友隣里ヲ
捨テ、獨リ生ヲ求ムベカラズ凶年ニモ己ガ
飢渴ヲ忍テ人ヲ救フモノ衆庶之中ニモアル
ナリ然レ己ガ身ハ船ヲ作り豫メ備ラズル程
ニテ人ニモ不告己ノミ免ル、トヲ謀ルハ不
義ト云ベシ世間ニハ義士モアルベキニテウ
スハカ、ル不義ノ者一人ニ私ス其教ホ云モ
ノモ天下ノ大道ニ非スシテ一己ノ私ト云ベ
シ世ニ善人モ多キニ尽ク見殺シメノ丑一人
ニ穀蔬等瑣末ノ事ニ至ルマテ委細ニ指示メ

小恵ヲ施ス偏頗甚シト云ベシ又十人百人ノ
後ヲ聚ルハ博徒盜賊ト雖モ能クスル所也
テウスハ智ニシテ其教ニ從フ者世界ニ一家
ハ人ノミニ止ルモ拙キニ非スヤ船ヲ作ル
百二十年ノ久キヲ經テハ外ニ一人モ洪
水ヲモ知ラシムザルハ人情ニ非ル也又テウ
スニ從フモノハナクシテモ併セズニ隨テ國
ヲ避ルモノハ數萬人ノ多キニ至ルモ何ノ故
ナルトヲ知ラズハハカクシテハ山平ニテモ
さう、依石の船の形は似る、岩崖は螺鼓あり

小いづきの地よりなぐりて海國にあり所もさう
おきいりむぞ又テラスはありあつたに十
誠といふものす、仙氏の説よりてた、他の犯
の戒を二條よりわくち、今も説きつゝ、家
者化の主より始て凡そ徒身たるもの、とて、
も、皆め子に近づくと、我もゆるらば、
高その人といふも、一處の外は他犯ありあり
かし、は故は主婦おれが、は必ず、
ゆるせ、父ありて、生母の、
あり子ありて、生母の、
あり子ありて、生母の、
あり子ありて、生母の、

其母と同一くするものハおそしき母と異じ
するものハおいとむ父子兄弟おわらざるよし
くして他ねよもくはよしうてそそ特々重し
とよふ又古より東波方諸國我れのみとを
く日皆くはを嗣絶ゆるがたよすなりといふ生
流弊はこころよむゆるもこころいふれむべし
易ハ一君ニ民ト云ル理ニシテ陽ハ一ニシテ
陰ハ其数多キテ天地自然ノ理ナリ男女ノ道
モ亦然リ妻アリ夫アリテ一夫ニ事ルテ衆民
ハ一君ニ事ス衆子ハ一父ニ事ルガ如シ蠻夷

ハ貴賤ノ差等天地ノ道ナルヲ知ラズ一夫
一婦ニテ継嗣ヲ絶テ乱階ヲナス人倫ノ明ナ
ラザルニ由ル也
紅毛蕃考畧ニイギリスノ女王其属國ノニ王
ヲ贅夫トスト云男ニニ妻アルヲ禁シナガ
ラセニ夫アルヲ蠻夷ノ陋習トハ云ナガラ
人倫ニ晦キヲ甚シ
正イダス降生ノ初種と瑞石あり自らラゲウ
スと称せしといふの如釋迦父生れて種と瑞石
を現し自ら称して天中大といひしとのそく

其際殺せし後、蘇生し、其母を見えし
と云ふの事、小瞿曇賦せられ、本その才を貫き、立
て、つて標とあり、大瞿曇、その血をとりて、人
をせしと云ひし事、のそくシル、ゴス、テル、聖水を
以て、國君の頂に灌ぎ、ハ、大梵天王、四大海水
を以て、其太子の頂に灌ぎし事、此ごとく、其
君、ローマンを施入して、精舎を建し、と云ふ、其
餅沙王、迦南陀、并國を施入して、僧伽藍、摩と
ふ、し、するの、ごとく、すべて、これらの、説、蕃、語、と
し、よ、通、覽、す、べ、し、と、い、ふ、も、大、約、の、お、

の由て、来ら、所、西、天、浮、圖、此、説、は、出、づ、陰、の、生
糍、糠、を、密、む、の、説、種子、が、言、ひ、し、所、す、く、家、を
欺、か、す、即、今、を、説、し、より、入、り、ラ、ン、ド、樓、板、の、地
因、子、據、り、よ、その、デ、ウス、降、生、の、地、エ、テ、ヨ、ウ、に
と、た、は、西、印、度、此、地、方、を、お、去、り、を、を、ら、ん、だ、又、其
説、は、エ、イ、ズ、ス、い、ま、ま、生、れ、る、心、お、エ、テ、ヨ、ウ
此、み、デ、ウス、の、お、ある、事、は、知、る、其、地、ハ、り、ど、く
皆、佛、教、と、言、伝、し、た、り、と、い、ふ、事、は、西、天、浮、圖、此
説、を、地、方、は、行、り、れ、し、事、エ、イ、ズ、ス、が、法、の、ま、に
は、あり、今、エ、イ、ズ、ス、の、法、を、ま、く、ま、造、像、あり、更

戒あり灌頂あり誦經あり念珠あり天堂地獄
輪廻報應の説あり佛氏の言にお似すと云ふ
中なるを淺陋の甚しき記と云ふて同日の
論とはあすべし

破邪集天主初成世界隨造三十六神第一鉅神
曰輪齊弗兒是為佛氏之祖自謂其智與天主等
天主怒而貶入地獄亦即是今之閻羅王然輪齊
雖入地獄受苦而一半現神作魔遊行世間退人
善念即天主亦付之誰何聖朝
佛家ノ記ニ其祖天堂ニ升ルト云西洋ノ説

ニハ地獄ニ入ルト云今其訟ヲ断ゼンニ何ハ
證左アルヤ
ゆ季の人を國の戒に於てを論ぜり天主の
教法を一つは居たり亦國嚴に之を禁せら
せしむる道防にあらざるを其のりあり
さしむるは誰にこれと云ふ可べたはたその
夷と云く夷と云ふは此推宜に於てぬ是れ
虎とすめて狼と驅るまゝその畏ふたは
ハあはれ

筑州夷説ノ邪僻淺陋ナルヲ辨ズルニ甚詳也

今按ニ聖人ノ道ハ陽ニノ明也光顯正大ニノ
天地ノ間ニ有ルモノヲ有トシ無モノヲ無シ
トス至簡至實ニノ天地自然ノ大道也生キタ
ル人ニノ生タル人ノ道ヲ行フ一毫モ曖昧ニメ
知リ難キトナシ戎狄ハ陰ニメ晦シ眼前ニ天
地自然ノ道アルトヲ知ラズメ目ニモ見ズ耳
ニモ聞ザルトヲ臆度シ天地ノ外ニ若樂ノ處
アルベシト推測リ生前ノ人倫ヲ棄テ死後ノ
快樂ヲ僥倖スカクノ如ク暗昧ナル心ヨリメ
眼前ニ天ヲ敬シ天ニ則ルトヲバ知ラズメ未

ダ天地アラザル前ノ事ヲ臆度シ天地モ自ラ
成ラズ是ヲ造ルモノアリト云テ人ノ知ラザ
ルトヲ以テ蠢愚ヲ恐赫シ敬畏ノ念ヲ生メ服
後セシハ皆無中ヨリ有ラ生ジタル虚聲ニハ
一毫ノ實事ナシ目ニモ見エズ耳ニモ聞エザ
ル荒唐ノ怪誕也其陰晦ニノ光顯正大ハ
道ハ天下ノ同ク知ル所ヲ以テ天下ト共ニ行
フ道ナルトヲ知ラズ屑トトメ一己ノ私智臆
度ヲ主張シ自ラ尊大ニメ人ニ服従セラルル
トヲ好ムノ私心ヨリ出ル也故佛祖自ラ其智

天主ト等シト謂ケルヲ天主怒テ地獄ニ入レシ
メタト云モ其志ス所ハ己ガ鄙心ヲ以テ人
ト智ク高下ヲ争フニ過キス聖人一己ノ毀譽
ヲ忘レ天下同ク知レ所レ天地ノ大道ヲ以テ
天下ヲ治教スル志トハ霄壤ノ相違也ト知
ルニシ扱又聖人ノ教ハ陽道ナレハ人ヲシテ
其生ヲホマシム我狄教ハ陰道也人ヲシテ其生
ヲ厭ク冥途ヲ念ハシム人世ニハ苦乐相半ス
ト云中ニモ一年ニハ晝ノ夜ヨリ長キガ如ク
一生ノ中ニハ苦ヨリ樂ノ方多キモノ也家ニ

在テハ父母ニ事ヘ妻子ヲ養ヒテ歡欣和樂ス
ルトテ教ヘ出ラハ君ニ事ヘテ其用ヲナシ寵
禄ヲ荷ヒ朋友ニ交テ談論ヲモテ相扶ケ相悅
ビ民ヲ治テハ其治教ヲ施シ其租稅ヲ食ム
類人ナレバコソ此樂モアル也此樂アルハ亦
是ニツキテ苦モアレレホハ常ニノ苦ハ其變
ナリ樂中ニ苦アリ苦中ニ乐アリ故ニ朝来眠
覺テ門戸ヲ開キ四方ヲ見タル心地ヨリメ飢
テハ食シ渴シテハ飲ム花ニ酔ヒ月ニ歌ヒ衣
服アリテ寒暑ニ堪ヘ器財アリテ用ヲナシ門

戸アリテ盗ヲ防キ堂室アリテ雨露ヲ避ケコ
トニ寝子也ニ語りナトスル類樂ニ非ルハ
ナレ多キ中ニハ樂ヨリ苦多キ人モアレ凡千
萬人衆キト三萬六千日ハ長キトニ通シテ
大觀スルトキハ樂キトハ多キナリ男ニ曝日
ノ苦アレ凡終日寝テノミ居ルモ屈ナルヘ
シ朝暮ト農隙ト休息モアリ稼穡畝長ズ
心ノ楽モアリ女ニ折腹アレ凡安産ナレ凡サ
ハミ苦トモ思ハズ児子ヲ愛スル心モアリ生
老病死アレ凡少壯ノ長キ樂ニ比スレバ瞬息

ノ間也形骸ヲ子ニ讓テ世ヲ謝スルハ草木ノ實
ヲ結テ枯ル、ガ如シ始メアレバ終アルト必
然ノ道理ニテ苦ムベキトニ非ス人ト生レテ
人ノ樂ヲ不知者ノミ知テ一世ヲ終シムルコ
ト戒狄ノ邪説トハ云ナガラアサマシキトニ
非ズヤ

右三眼餘考往年西洋紀聞ヲ看ルニ随テ書中ニ
漫書セシヲ今改寫シテ一小冊トス原文ハ平
假名ヲ以テ寫シ拙評ハ片假名ニテ書シテ是
ヲ分ツナリ



